

平成28年第6回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成28年9月28日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成28年9月28日（水）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君		
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	大	森	幸	平	君	12番	高	野	庄	嗣	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	君	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	君	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆	寿	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
副市長	伊	藤		光	君	教育長	児	玉	勝	巳	君
総合政策監	池	町		円	君	会計管理者兼会計課長	原	田	道	夫	君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	渡	邊	裕	次	君	総合政策課長	渡	辺	竜	五	君
行政改革課長	源	田	俊	夫	君	世界遺産推進課長	安	藤	信	義	君
財務課長	池	野	良	夫	君	地域振興課長	加	藤	留	美子	君

交通政策課長	本間 聡 君	市民生活課長	中川 宏 君
税務課長	坂田 和 三 君	環境対策課長	鍵谷 繁 樹 君
社会福祉課長	市橋 法 子 君	高齢福祉課長	後藤 友 二 君
農林水産課長	伊藤 浩 二 君	観光振興課長	大橋 幸 喜 君
産業振興課長	市橋 秀 紀 君	建設課長	清水 正 人 君
上下水道課長	野尻 純 一 君	学校教員課長	吉田 泉 君
社会教育課長	越前 範 行 君	両津病院院長	小路 昭 君
消防課長	中川 義 弘 君	危機管理幹事	中原 岳 史 君
庁舎整備課長	猪股 雄 司 君	農業政策課長	渡部 一 男 君

事務局職員出席者

事務局次長	村川 一 博 君	事務局次長	本間 智 子 君
議事調査係	太田 一 人 君	議事調査係	杉山 雅 浩 君

平成28年第6回(9月)定例会 一般質問通告表(9月28日)

順	質 問 事 項	質 問 者
5	<p>◎ 佐渡版地域包括ケア体制の構築について問う</p> <p>(1) 市立病院へのケースワーカーの配置について</p> <p>(2) 訪問看護ステーションの設置について</p> <p>(3) 中央地域包括支援センターと佐渡総合病院の連携について</p> <p>(4) 市内リハビリテーションの役割分担について</p> <p>(5) 医療と介護の円滑な連携について</p> <p>(6) 看取りへの啓発について</p>	宇 治 沙 耶 花
6	<p>1 子どもの貧困対策の拡充について</p> <p>深刻な地域経済や子どもの貧困が重大な問題になっている。保護者の負担軽減等を実施すべきだが、次に示す項目に関する取組の経過と今後の対応について説明を求める</p> <p>(1) 子ども医療費助成</p> <p>(2) 就学援助</p> <p>(3) 学校給食費</p> <p>(4) 高校生の通学・下宿代助成</p> <p>2 介護保険制度改悪による影響について</p> <p>(1) 2015年度から実施された介護保険制度の大改悪について、次に示す項目に関する影響と今後の対応について説明を求める</p> <p>① 新総合事業への移行</p> <p>② 特別養護老人ホーム入所を原則要介護3以上に限定化</p> <p>③ 合計所得160万円以上の人の利用料負担を2割に増加</p> <p>④ 低所得者の補足給付(居住費・食費補助)対象の厳格化</p> <p>(2) 今後の更なる制度改悪について</p> <p>今後も軽度者に対するサービス縮小が計画されているが、次に示す項目について説明を求める</p> <p>① 介護保険料を徴収しながら介護保険サービスを制限することについて、どのような問題意識を持っているか</p> <p>② 要介護認定者の6割を占める要支援1から要介護2の人たちを介護保険サービスから外した場合の市民への影響について、どのように認識しているか</p> <p>③ 市民への影響を回避するために、国に対し意見表明を行っているか</p> <p>④ 福祉用具貸与などのサービスについて</p> <p>ア 福祉用具貸与、福祉用具購入費及び住宅改修費の給付実績は。また、その効果をどのように認識しているか</p>	中 村 良 夫

順	質 問 事 項	質 問 者
6	<p>イ 制度改悪により、低所得者にとって極めて大きな影響があることは明白だが、市には「サービスが利用できなくなり、重度化するような事態を生じさせてはならない」との認識はあるか</p> <p>ウ 改悪された場合の市民への影響、負担の増加額等を明らかにせよ</p>	中 村 良 夫
7	<p>1 観光客の誘客について</p> <p>(1) 交通インフラの整備状況に応じて佐渡の観光客数が増減しているが、その認識について</p> <p>(2) 佐渡には豊富な種類の温泉があるが、佐渡の温泉のPR方法について</p> <p>(3) 今後、ジェットフォイルの製造が困難になるとの報道について</p> <p>2 三浦市長の考え方について</p> <p>(1) 佐渡の一番の課題は何と認識しているのか。そして、その課題をどのように解決しようと思っているのか</p> <p>(2) 佐渡市長としての4年間で、一番やりたい事は何か</p> <p>(3) これからの佐渡の方針・ビジョンについて</p> <p>3 新庁舎建設について</p> <p>(1) 選挙前の公約の内容（選挙パンフレット・選挙公報・SNS・新聞報道）について</p> <p>(2) 選挙後の方針の内容（所信表明、パブリックコメントのお知らせ（案）等）について</p> <p>(3) 9月3日付けの地元紙の報道内容について</p>	広 瀬 大 海
8	<p>◎ 佐渡アイランド集落ツーリズム構想の実現に向けて</p> <p>(1) 毎年3月10日を「心の佐渡市民の日」（仮）とする条例制定について</p> <p>① 平成29年度中の世界遺産国内推薦獲得への戦略について</p> <p>3月10日を佐渡市民の佐渡金銀山の魅力再発見、知識の共有、郷土愛醸成の日とすることについて</p> <p>② 3月10日（さどの日）の現状及び現地ガイド付きの公開施設について</p> <p>ア 佐渡金山</p> <p>イ 佐渡歴史伝説館</p> <p>ウ 佐渡博物館</p> <p>エ 両津郷土博物館</p> <p>③ 佐渡準市民制度の現状について</p> <p>ア 名称変更の可能性</p> <p>イ 企業版ふるさと納税の利活用</p> <p>ウ 一社一村運動の提案先</p>	室 岡 啓 史

順	質 問 事 項	質 問 者
8	<p>④ 佐渡市のビジョンについて</p> <p>ア ふるさと見分け</p> <p>イ マチ・ムラ歩き・集落マーケットの報告</p> <p>(2) 文化財・伝統建築を建築基準法対象外とする条例制定について</p> <p>① 歴史的建築物の保存活用について</p> <p>鎌倉市の条例案や福岡市及び京都市の条例について</p> <p>② 兵庫県篠山市の一般社団法人ノオトについて</p> <p>城下町ホテル及び集落丸山のマチ・ムラ活性化について</p> <p>③ 鹿児島県奄美市の伝泊について</p> <p>伝統的建築物への宿泊について</p> <p>(3) 地産地消・食べ残し減少のための条例制定・運動について</p> <p>① 地域のお酒で乾杯！条例について</p> <p>② 長野県の食べ残しを減らそう県民運動「宴会たべきりキャンペーン」について</p> <p>③ 長野県松本市の残さず食べよう！「30・10（さんまるいちまる）運動」について</p>	室 岡 啓 史

午前10時00分 開議

○議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

宇治沙耶花さんの一般質問を許します。

宇治沙耶花さん。

〔2番 宇治沙耶花君登壇〕

○2番（宇治沙耶花君） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、皆さんは誰もが健康で過ごしたいと思っています。私もそうです。では、なぜ健康でいたいのでしょうか。これから先何か挑戦したいことがあるからでしょうか。仕事をやり遂げたいからでしょうか。それとも、健康でいることが幸せだからでしょうか。ある講演会でこんな話を聞きました。多くの子供は、きょうできなかったことをあすできるために頑張っています。一方、ご高齢の方々はきょうできたことをあすもできるように頑張っています。資料の②にあるように、平成28年3月31日現在の要介護、要支援者数は5,255人です。佐渡の人口の1割程度になり、何らかの支えを必要としています。私はこの1カ月ほどさまざまな市内の高齢者の現状を見てきましたが、ご高齢の皆さんは子供たちのように大きな夢や目標を実現するために頑張るといよりは、日常生活をどれだけ維持できるか、食べる、歩く、話すという日常の行為そのものがどれほど大切かを実感されて過ごしています。これからの高齢者医療、介護は、その場しのぎの治療だけではなく、日常生活レベルを少しでも長く維持するための内容に比重を置く必要があります。治療を終えたら医療は終わり、リハビリを終えたら介護は終わりではありません。日常生活を少しでも長く維持するためには、医療や介護のちょっとした技術や方法を市民の皆さんに伝え、一緒に協力して取り組んでいただくことから始まると私は考えています。

ここで、皆さんは今佐渡の中で要介護の認定を受けた方々の原因となる病気は何か、また認定を受けた方々がどのような介護サービスを必要としているかご存じでしょうか。第6期佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画によると、平成24年に要介護認定となった原因疾患の第1位は認知症、第2位は骨、関節疾患となっています。特に骨折しやすい部分は脊椎、背中と太もものつけ根、大腿骨頸部で、この大腿骨頸部を骨折してしまうと、その後歩行ができなくなり、寝たきりになる人もいるため、この計画でも骨折の予防は急務と記載されています。今佐渡総合病院で大腿骨頸部骨折の手術を行う患者さんは年間100人います。その平均年齢は85歳です。

では、要介護認定の原因となる認知症、骨、関節疾患の方が佐渡にどれくらいいらっしゃるのか。認知症は65歳以上の15%と言われておりますので、約3,500人、MCIと呼ばれる軽度認知障害の方を合わせれば約6,000人と推定されます。これは佐渡の人口の1割を超えています。また、骨、関節疾患の中でも特に多い大腿骨頸部骨折の患者さんは、手術後に数十年生存されていると仮定して、全部で1,000人前後と推定されます。それから、認知症と骨折は密接な関係があり、骨折をした後痛みがあるからと歩かない、

体を動かさないまま適切なリハビリも受けられないでいると、関節が固まり、徐々に全身の筋肉が落ちていき、再骨折、再手術となる方がたくさんいらっしゃいます。その後ますます体を動かさなくなることでフレイル、虚弱と呼ばれる状態になり、認知機能が衰え、認知症が進み、寝たきりへの経過をたどることはこの佐渡では普通に見られる光景となっています。実際市内の特別養護老人ホームの多くの利用者が寝たきりまたは意思疎通のできない方々です。私は、現場を回り、介護職員さんから仕事だということは十分わかっているが、話しかけても反応がない、やりがいを見出すことが本当に難しいという正直な言葉も聞きました。

ひとり暮らしであったり、老老介護、認知症同士の認知介護などの社会的な要因が合わさって、本人や家族だけでは支えることができないために介護サービスが入るのが高齢者福祉の現状です。資料の④に示しましたが、佐渡の65歳以上の1人世帯割合は22.7%、1人世帯が一番多い赤泊地区のみでは25%を超えます。寝たきりとなればたんの吸引、経管栄養の管理、尿道カテーテルの管理など、自宅に戻っても医療と介護の両方の支えが必要な方々がほとんどです。今佐渡の高齢者の多くが青天のへきれきのようにある日突然発病して医療機関を受診し、入院、手術の流れをたどります。そして、手術後などの緊急な治療を終えた患者さんが入院する先がこの10月1日から稼働する佐渡総合病院の地域包括ケア病棟です。今急な治療を終えてもすぐには介護施設や自宅には戻れないご高齢の患者さんが多いために、地域包括ケア病棟でリハビリや回復期の治療を行っていくことになります。

ここで、皆さんは病院に入院するまでの流れは簡単に想像できると思いますが、退院した後の流れは想像できるでしょうか。通常一定の治療が終わり、患者さんが安定すれば退院となりますが、多くのご高齢の方々は退院後からが医療と介護の始まりです。例えば骨折を例にとると、佐渡総合病院で手術を終え、早期にリハビリを行った患者さんが退院。まだ十分に回復するまでには至っていないため、地域の病院や老人保健施設、いわゆる老健に転院し、リハビリを継続します。その後転院先で自分で体を動かせるまでに回復し、その後は筋力などを維持すればよい状態となったため、自宅へ戻ります。そして、月に何度かデイサービスを利用していくという流れがあったとします。この流れの中で退院後の生活やどのような医療、介護サービスが必要かを考えるのは病院のケースワーカーです。ケースワーカーは、市内の介護サービスや医療について熟知している専門職であり、医療と介護をつなぐ一番のかなめです。介護のケアマネジャーと違う点は、ケアマネジャーは要介護者と介護サービスをつなぐ役目ですが、病院ケースワーカーは医療と介護をつなぐ役目という点です。現在病院ケースワーカーは佐渡総合病院と真野みずほ病院にしかいません。両津病院、相川病院などはケースワーカーはいませんが、ではこれらの病院の誰が介護サービスをつないでいるかというと、病棟の看護師さんやケアマネジャー、保健師さんなどです。多忙の中、本来業務の枠を超えてこれまで長年患者さんのケースワークまでも担当していらっしゃいます。両津病院管理部長は、看護師が自分の仕事以外の分野まで努力していることをどのように感じているのでしょうか。島外では、転院のやりとりは病院のケースワーカー同士で行うことが当たり前です。佐渡は、紹介状のみで相談の余地なし、医療と介護サービスのつながりがとても少ないという状況にあります。病院ケースワーカーが退院調整を行った後は、介護が必要であれば介護サービスが入ることになります。病院ケースワーカーが把握できるのはここまでの範囲です。退院後はケアマネジャーの出番となります。

では、今の佐渡で退院後の医療、介護環境はどうなっているのでしょうか。現場を回り、見えたことが

大きく2つあります。それは、継続して治療や医療処置が必要な高齢者の方がふえているにもかかわらず医療が届いていないということ、もう一つは脳卒中や骨折に対する積極的なリハビリができていないということです。現在訪問看護ステーションは佐渡総合病院に1カ所だけです。各地域では内科開業医の先生が往診などに回っていますが、往診は決められた時間、範囲で動くため、緊急時や急変時に対応できるものではありません。特に赤泊、小木、羽茂などの南部地域では介護とあわせて医療を必要とする人が顕著ですが、そこを十分にカバーする体制はありません。南地域包括支援センターでは、がんの末期など病院から自宅へ戻ってくる利用者さんが増加していることから、訪問看護のニーズ調査を行ったところ、8割以上の方が訪問看護を必要または希望していることがわかりました。佐渡総合病院に設置されている訪問看護ステーションは、少ない人数で全島を24時間カバーしています。本来であれば10キロ圏内の仕事ですが、南部地域では在宅を診る病院や医師が極端に少ないために、サービスに回ってきてくださっているのです。

もう一つの課題、脳卒中や骨折に対する積極的なリハビリができていないという点では、平成28年2月に佐渡市医療介護連携推進検討会が作成した佐渡市医療構想を見ると、現在市内に足りない病床機能は、手術や緊急医療を終えた患者さんが自宅に戻れるようにリハビリなどを行う回復期リハビリテーションが不足していると書かれていますし、佐渡市としても認識があるものと考えます。しかし、現在リハビリ技師は佐渡にどれくらいいらっしゃるかというと、佐渡保健所の調査では平成27年の人数で理学療法士が24名、作業療法士が12名、言語聴覚士が9名です。合わせて45名です。島内のリハビリ施設は、病院としては佐渡総合病院、佐和田病院、両津病院、真野みずほ病院ですが、これらに約半数が勤めています。病院以外は介護施設となりますが、リハビリができる介護施設は両津が圧倒的に多く、それ以外は相川、畑野などの一部だけです。また、訪問リハビリテーションを実施している事業所は相川の1施設だけで、相川から全島へ出向いています。病院でのリハビリは一定期間が過ぎれば退院しなくてはいけませんし、退院後自宅へ戻った方々がリハビリに通える場所がないというのが佐渡の現状です。佐渡で適切なリハビリを受けられない方々は、新潟のリハビリ実施病院等に通院しています。以上のことから、佐渡ではリハビリが充実しない限り在宅復帰できる形は望めないということに直結します。

こうした状況を危惧し、県や市ではことし8月に佐渡地域リハビリテーション広域支援事業を開催したことをお聞きしました。リハビリ技師がいなければ、病院や訪問リハビリの担当者をデイサービスに派遣し、リハビリ技術をデイサービスの職員に伝え、実施してもらおうというものです。とてもよい事業であると思います。佐渡総合病院のリハビリ技師にお話を伺ったところ、リハビリはマッサージとは全く違うものだが、まだまだ佐渡はマッサージ程度のリハビリしか行っていないのが現状、各介護施設は安全を第一に考えるため、なるべく利用者の体を動かさないようにしているが、高齢者が寝たきりにならないよう積極的に筋力を強化するリハビリを行っていくことが必要と話していました。

国や県、市では平成37年度をめどに医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供され、高齢者を地域で支える仕組みである地域包括ケアシステムの構築が重要であると言っていますが、私は佐渡の実情に見合ったこのシステムを構築することが必要と考え、次の3点を提案します。

1つ目は、市立病院にケースワーカーを配置してください。

2つ目、適切な医療、適切なリハビリが島内どこでも受けられるように、訪問看護ステーションのサテ

ライトの設置またはリハビリ技術を提供するための継続的な介護施設への研修や派遣体制の構築を要望します。

3つ目、今年度佐渡市の直営となり、市役所高齢福祉課内にある中央地域包括支援センターと急性期を担う佐渡総合病院をしっかりとつないでいただきたいと思います。今退院後の患者さんへ安心した医療、介護が提供できていない理由の一つは、急性期を担う佐渡総合病院を退院した後の回復期や維持期の患者さんがどのような状況にあるのか、どのような支援を必要としているかを把握する中心部がないからです。佐渡総合病院にも地域包括ケア病棟ができますし、病院側も市内の各地域包括支援センターとつながりたいと考えています。地域包括ケアシステムをしっかりと構築していただくために以上の3点について佐渡市のお考えをお聞きしたく、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） 宇治沙耶花さんの一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、宇治議員の一般質問にお答えさせていただきます。

今佐渡市の現状では、75歳以上の後期高齢者数が全高齢者の6割となっております。国が一番懸念しています団塊の世代が後期高齢者となる2025年の先に行く状況にあります。このため地域包括ケアシステムの構築につきましては重要な問題と考えますが、佐渡市は離島であることも含め、国が想定するとおりにはいかないと考えております。ただ、認知症や介護予防に取り組み、高齢者が自立して地域での生活を継続し、活躍していくことは高齢者本人にとっても地域にとってもよいことです。これに加え、元気な高齢者だけでなく子供や若者がいなければ地域の活性化はしません。単に地域包括ケアシステム構築を高齢者福祉で取り組むだけでなく、定住、子育て、雇用、産業、教育等の各部門が連携しての地域づくりが行われなければ、佐渡における地域包括ケアシステムは成立しないと考えております。医療や介護資源が不足しておりますが、ある資源を生かし、また不足する部分をどう補完していくかについて知恵を絞り、佐渡の地域包括ケアシステムを構築していきたいと考えております。

また、ご質問にありました両津市民病院につきましては両津病院管理部長に、訪問看護ステーション及びリハビリテーションと中央地域包括支援センターにつきましては高齢福祉課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

両津病院では、地域医療部というところがありまして、そこで保健医療相談に関することを担当してきました。血压管理や栄養指導等の専門性が高まったことによりまして、医師や管理栄養士にその業務が移行しました。それで、相談の頻度が非常に少なくなっております。また、両津病院のほうでは市内の病院で唯一居宅介護支援事業所を病院内に設置しております。そこに配置されるケアマネジャーが中心となりまして、医療、介護の連携を図っております。相川病院にもケアマネジャー取得看護師が5名在籍しておりまして、医師と共同で退院支援に当たっております。今後も介護との連携が必要となる中、業務多忙となっておりますケアマネジャーの配置増について検討する必要があると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） それでは、説明をさせていただきたいと思います。

佐渡市での地域包括ケアシステムの構築には、在宅での介護を進めていくため、訪問看護やリハビリテーション、この充実が必要であります。そのため現在1ステーションしかない訪問看護事業所を新たに新設するか、既存の訪問看護事業所のサテライト型として不足している地域に設置し、ここに訪問看護師を置いて利用者への訪問看護を実施していくシステムが必要と考えております。高齢化や人口減が続き、医療人材不足で訪問看護事業所の設置が難しい状況にある当市におきまして、サテライト型の訪問看護を実施することが現実的であると考えております。訪問看護については、看護師等の人材確保も含めまして、サテライト型の設置あるいは新設が進むように、新潟県と協議しながら市として必要な支援をしていきたいと考えております。また、適切なりハビリテーションの提供体制につきましても、県と一緒に進めさせていただいております佐渡地域リハビリテーション広域支援事業を発展させ、高齢者の自立につなげていきたいと考えております。

佐渡中央包括支援センターの業務と役割につきましては、通常地域包括支援センター業務に加えまして、基幹的な役割といたしましてセンター間の総合調整、東、西、南、他のセンターの後方支援、地域ケア会議の開催、虐待等困難ケースの検討、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築等を行っております。

佐渡総合病院との連携についてのご質問でございますが、これにつきましては佐渡総合病院の医療相談室のケースワーカーから各担当圏域の包括支援センターへ退院前に在宅生活に向けてのご相談をいただき、包括支援センターの職員が病院へ出向いてご本人やご家族も交えて調整するなど、退院後も介護サービスがスムーズに利用できるような対応をしております。また、県地域振興局及び市では、関係者とともに一昨年からは病院と介護の側の介護支援専門員との間で入院及び退院に係る調整のためのマニュアルを作成しております。お互いの連携を図るツールとして運用をしております。佐渡市では、今後医療介護連携に関する検討を医療、介護関係者の間で進めまして、このようなツール作成だけではなく、さらにお互いの顔の見える関係づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） 初めに、こちらの写真をごらんいただきたいと思います。お配りした資料の③になりますが、これは市内のある老老介護の風景です。ふだんは、介護サービスがこの夫婦を支えています。現場を訪れたのは夏だったのですが、妻のほうは寒いと言ってこたつを出したままです。私もこたつに入るように勧められました。それから、妻は入れ歯がなく、歯茎で御飯を食べています。どちらも畑仕事が趣味だそうです。今は、食べることも歩くことにも困ってはいません。妻も夫もきょうできたことをあずかるように一生懸命努力されています。こうした佐渡の中でよく見られる現状を知っていただいた上で、資料の①をごらんいただきたいと思いますが、これは佐渡市が作成した佐渡版地域包括ケアシステムの姿になります。先ほどの市長答弁で佐渡は離島であるために国が想定するとおりにはいかないとおっしゃい

ましたが、具体的には何のことを指しているのでしょうか。また、佐渡のほうが有利であると考えられる点はあるのでしょうか、教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 国の思うとおりにいかないと言った1つの部分は、佐渡の島全体の広さ、そこに人口が散在して住んでいらっしゃるという地域的な部分の特徴があると思います。その一方で佐渡の優位さといいますと、そもそも都市部、首都圏等と比べますと、以前から集落の中の地域ぐるみの生活習慣、そういうものの互いの助け合いのならわし等々がしっかりまだ根づいておりますので、その辺のところでの包括のそれぞれの助け合いという部分では非常に環境としては優位性があるとは考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。

市内病院のケースワーカーの配置についてお聞きしたいと思います。現在病院ケースワーカーは佐渡総合病院と真野みずほ病院にしかいません。市立病院にケースワーカーを置いていない理由は何でしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

佐渡総合病院と真野みずほ病院との違いで申し上げますと、佐渡総合病院は島内で唯一高度専門的医療を提供しています。全島からいろいろな患者さんが入院してきます。その中には、初めて佐渡総合病院を受診されてそのまま入院する方が多数いらっしゃると思います。そういった場合、患者さんが退院する際に家庭なりに問題を抱えているのかどうか、入院後早急に状況を把握しておかなければ、退院できる状態になってもなかなか退院できないといったケースが多いかと思えます。また、みずほ病院は精神科の入院を担当しております。往々にして精神疾患を抱える患者さんの退院については受け入れる家庭や生活支援、医療よりも社会福祉的なサービスが必要なケースが多くなります。そういった場合は、ケースワーカーや地域包括が専門的分野を生かせるかと思えます。一方、両津病院につきましては、従来から地域に根差した病院としてかかりつけ医の役割も果たしてきました。入院患者さんの8割強が旧両津市在住の方で、小児科以外はほとんどの方が家族構成や家庭環境などをあらかじめ存じ上げている方がほとんどです。また、相川病院は療養型の病院ですので、長期入院が多く、早期の退院を促さなければいけない病院ではありません。佐渡総合病院と真野みずほ病院、両津病院、規模の違いもございしますが、一番の理由は患者層、病院の性格が違うためにケースワーカーの必要性が薄いということになります。実際何名かの看護師にケースワーカーの必要性があるかということをお願いしたことはございしますが、手がけるケースそのものが今のところほとんど思いつかないという答えをもらっております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。今のお話は、両津病院のことだけを指しておっしゃっているのだと思います。昨夜佐渡総合病院で高齢福祉課の職員の方から佐渡市の地域包括ケアシステムの構

築についてお話を聞く機会がありました。そこで聞いた内容では、現在ケアマネジャーと看護師の間で病院から引き継ぎなしに退院する患者さんを減少させるための入退院の調整ルールを決めていて、ケアマネジャーさんと看護師さんが情報提供書を介して直接やりとりする方法が少しずつ軌道に乗っているという事は伺っています。ただ、このルール稼働半年後の市内全事業所へのアンケート調査を行ったそうなのですが、そのアンケート調査では、現場のケアマネジャーさんの声でケースワーカーが窓口となっている場合は連携がスムーズにいくという声が上がっているそうです。市役所もきのうのお話ではこの声は病院側に伝えているとのことでした。両津病院管理部長は、この現場の声を把握しているのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

それが両津病院かどうかということは存じ上げておりませんが、先ほど申しましたように、両津病院の中にケアマネジャーがおりますので、直接病院からケアマネジャーにつなぐというケースはほとんどないかと思います。ケアマネジャーそのものが直接患者さんの相談に乗っておるということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ケアマネジャーさんは、実際に何分ぐらいどのような相談をされているのでしょうか。ケースワーカーとは仕事内容が全く違うと思うのですが。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

両津病院の場合、退院ができるような状態になりますと、看護師を中心として退院後の介護の必要度とか医療の必要度について医師を入れてカンファレンスを開きます。その中に介護が必要であればケアマネジャーが入って、ケアマネジャーそのものは介護サービスを全て把握しておりますし、退院後のケアサービスについて計画を立てるべき存在でありますので、医療と介護をつなぐ国家資格、専門職としてケアマネジャーが存在しているということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） 私が言っているのは、佐渡全体を考えたケースワーカーをできる方のことなのですが、両津病院管理部長は両津病院のことをおっしゃっているのですよね。私が言っているのは、例えば佐渡総合病院を退院した後に両津病院に行く方もいらっしゃいますし、その先に介護を受けられる方もいらっしゃいます。そこでうまく調整ができるケースワーカーが必要ではないかと言っているのですが、両津病院独自だけのことを考えているとって私はその質問をしているわけではないのですが、両津病院管理部長の認識はどうでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明しますが、佐渡総合病院から両津病院に来た方が退院されるケ

ースですか。佐渡全体。

○2番（宇治沙耶花君） はい。

○両津病院管理部長（小路 昭君） 両津病院から佐渡総合病院に来られた方が退院できる状態になったときは、先ほど申し上げたようなケースになります。佐渡総合病院から両津病院に転院される場合には、ケースワークということではなくて、医療の必要性があるから、転院するわけでございまして、そこにケースワーカーが入る余地はないかと思えます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） 佐渡総合病院から例えば両津病院に行くときは、佐渡総合病院のケースワーカーが入って退院調整をされますよね。してはいいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

一般的には、患者さんなり患者さんの家族が紹介状なり情報提供書を持たれてうちの病院を受診することになります。その際のベッドの空きとか、いつ受診するかといったような連絡はもしかするとケースワーカーさんをご家族と両津病院と連絡をとってされているかもしれません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） 私が言っているのは、佐渡総合病院からほかの病院に転院するときも例えば島外ではケースワーカーさんがやっているの、その後どの病院に行けばいいか、どんな介護サービスが必要なのか、あるいは在宅に戻れるかというのをケースワーカーさん同士が行っているのです。でも、今は恐らく情報提供書のやりとりでしかないですよ。そこをどう考えているのですかと私は伺っているのですけれども。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

あくまで病院ですので、医療の必要性があるかどうか、そこにケースワークというものが入る余地は表向き上ございませぬ。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） 両津病院管理部長がおっしゃっていることもわかるのですが、やっぱり病院ケースワーカーを雇用するということは給料などを上回る、経費を上回るメリットが何もないとおっしゃっていることのように私には聞こえます。私も両津病院の院長にもお話を伺ったのですが、院長もケースワーカーはいたほうが良いとおっしゃってまして、ただ病院としての採用が難しいので、例えば両津病院のことだけを考えるのではなく、佐渡市全体としてのケースワーカーができる人の配置が考えられれば良いのではないかとこのふうにおっしゃっているのですけれども、その認識はいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明いたします。

うちの院長が言った内容についてのみご説明したいと思います。いないよりもいたほうがそれはいいといったような意味でお伝えしたということを伺っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） これからの佐渡の地域包括ケアを考える上でやはり佐渡で働きたいと思っている医療従事者をどうやってつくっていくのか、それは両津病院も佐渡総合病院も同じだと私は思うのです。

そこで、再度市立病院のケースワーカーの配置についてご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ただいまの宇治議員の質問にご説明したいと思います。宇治議員ご指摘のとおり、いわゆるメディカルソーシャルワーカー、医療機関におけるソーシャルワーカーが必要であるということは理想としてはそのとおりだと思います。患者の方々が病院から病院へ移る、あるいは病院から介護の現場に移っていくと、その引き継ぎをうまくやっていくという必要性は当然あると思います。それを限られた医療資源の中でどのようにうまく回していくかという問題だと私は思いますけれども、当然佐渡総合病院から両津病院へ移るという前提であれば、どのような状況の患者さんであり、どういう治療を行ったかというのは、1つは佐渡には全国に誇るべきさどひまわりネットというシステムがありますから、そういう状況は両津病院のほうでも佐渡総合病院でどういう治療を受け、どういう薬を使い、どういう支援を受けていたかということになるかと思っております。それも一助になるかと思っておりますし、今度は両津病院のほうでどのような医療ケアをするかというのは、一番大切なのは私はチーム医療だというふうに思いますので、院長以下、看護職、それからケアマネジャーもいますし、いろんな医療職もいると思いますが、そういう方々を総動員して宇治議員おっしゃるパーソン・センタード・ケアをやっていくということだと思いますので、そういうことを両津病院の資源の中でどのようにやっていくか。今幸いにして市内の病院では唯一ケアマネ事業所に指定しておりますので、ケアマネジャーがいると。そういう人の活用も含めてどのような方法が最善であるのかということはこれから検討していくべき課題だというふうには承知しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。ぜひ佐渡の医療の質を高めるためにもご検討いただきたいと思います。

それでは続いて、訪問看護ステーションの設置についてお伺いします。資料の⑤をごらんください。これは、訪問看護ステーションの年度別の利用者推移になりますが、利用者は年々増加しています。また、資料の⑥、訪問看護を利用している方の主な病気は、悪性新生物やリハビリを必要とする脳血管疾患などです。現在佐渡市内に訪問看護ステーションは佐渡総合病院しかありません。そして、医療的な処置が必要であれば、10キロ圏内と決まっている訪問範囲を超えてたった6人の訪問看護師さんが全島をカバーし

ています。佐渡市としてこの状況はどのように認識されているでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

確かに今佐渡市内には佐渡総合病院内にごさいますさど訪問看護ステーションしかごさいません。これだけで確かに市内の全ての要望については応じられないということがごさいます。ご承知のとおり医療部門と介護部門と訪問看護ステーションを受け持っております。ご指摘の中にごさいました悪性新生物等については医療でかかるべきものだと承知をしておりますが、こういうことが確かに訪問看護ステーションがないとやはり在宅での生活継続というのは難しいと考えておりますので、そのあたりのことについて認識はしておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。佐渡市内の訪問看護ステーションの設置は、これまでも相川などで実施してきた経緯があると思います。しかし、なかなかうまくいかなかった。人手不足もあると思うのですが、現場を見てきた介護職員さんにお話を聞いてみたところ、訪問看護ステーションがうまくいかなかった最大の理由は、医療を施す訪問看護サービスをケアプランにどのように組み込めばよいかわからなかったからではないかという声を聞きます。佐渡市は、この原因をどう考えていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

確かに議員ご指摘のとおり看護師不足、人材の不足は大きな一員でございます。ただ、確かに私も感じておるところでございますが、医療側と介護をやるケアマネジャー等にまだまだ壁があるな、いわゆるお互いの顔が見える関係になっていないなということが要因の一つということで考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。私も医療について医師や看護師、ケースワーカーなどの医療従事者と気軽に相談するような関係性ができていないのではないかと思います。ケアプランの作成というのは、それぞれの介護施設や運営する法人等に任せきりであると思います。そのあたりの研修がどうなっているのか市は把握しているのでしょうか。また、市内に新しい介護サービスが導入された場合は、市がきちんと説明会を開き、ケアプラン作成等の意見交換会や研修を支援すべきと考えますが、今後積極的に実施していただけないでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

医療と介護の顔が見える関係ということでございます。確かにその面があると考えておりまして、我々もいろんな手を打ちたいと考えております。今包括支援センターが各圏域の介護支援専門員連絡会を開催

しまして、事例の検討あるいは個別の困難ケースの相談に乗ったりということで、資質の向上の指導ということをしております。これに加えて、佐渡の全島を対象といたしましてケアマネ連絡協議会というようなものを開きまして、介護保険サービスの変更点、保険外のサービスの紹介、社会福祉協議会等の福祉事業の紹介あるいは難病、それから認知症に関する事業の紹介というようなものを開催をしていくということで行っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。事例検討の具体的な件数や内容、成果がわかりましたら教えてください。実のあるものになっているのかどうか、具体性はあるのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

昨年度的事例検討会で検討したケースというものは31件、個別ケースとしまして相談に応じたのは700件弱ということでございます。内容は、認知症による問題行動、家族になかなか理解していただけないことによる介護サービスの導入がうまくいかないケース、虐待の心配があるケースなどが多く、これらの事例検討を行うことでさまざまな意見を聞くことができまして、多方面から解決の糸口を探るということで、相談に乗ることでケアマネジャーが一人で抱え込むことがなく、多職種で役割分担をしてうまくいったケースが多いということであるということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。南部地域では過去に訪問診療を行っていたのですが、需要がないことからうまくいかなかったという経緯があると思います。しかし、今の佐渡に需要がないということは絶対にないとは私は考えています。私は、やはりこの原因は市民の皆さんに訪問診療とは何か、訪問看護サービスとは何かを啓発してこなかったことや、また新しい介護サービスをどう使うべきか、介護職員さんと意見交換などを行ってこなかったことが原因ではないかと思えます。今課長がおっしゃった個別ケースが700件という件数はとても多いと思えますし、その一つ一つに対応していくということはもちろん大変ですし、大事だと思うのですが、そこに新しいサービスが導入された場合、どう組み込めるかの指導、啓発ができるのはやはり各介護事業所ではなく佐渡市ではないかと私は考えています。新しい介護サービスが導入された場合は、やはり市民へどうやってサービスを使うかという啓発と介護職員さんへの説明会などを開いていただきたいと思いますが、ご検討いただけないでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

市が広報を行っていくという部分で、先ほど若干触れましたけれども、医療の部分と介護の部分ということで、訪問看護等がございますけれども、こういうこともあわせて新しい制度ができたときには我々紹介をしていきたいと考えておりますし、やるべきだと考えておりますが、実際医療部門もございます。介

護部門もございます。医師や医療機関でもこれを周知していただきたいと考えておりますので、一番重要なこと、介護で考えますとケアマネジャーの方の資質向上を図って、先ほど議員から指摘がありましたような相談というようなこともやっておりますけれども、そこでどうつないでいくか、それを医療、介護の顔の見える関係とあわせてやっていくことが私も重要だと考えております。それから、いろいろな我々介護保険の事業者指導等もしております。そういう中で意見を聴取しながら必要に応じて実施をしていきたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ぜひよろしく願いいたします。私は、現場を回って今訪問看護ステーションで働きたいという看護師さんがふえているということをお聞きしました。こうした事実を県や市とか病院が一緒になって把握していただきたいのですが、やはりこういうときがチャンスだと考えます。ぜひ県と一緒に訪問看護ステーションの設置または先ほど課長がおっしゃったサテライトの設置について検討をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、佐渡総合病院と中央地域包括支援センターの連携について伺いたいと思います。地域包括ケアシステムの実現に向けて、今後佐渡総合病院と中央地域包括支援センターはどのように連携していく計画でしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

佐渡総合病院が近くでございます。急性期の入退院における介護相談に関するケースについては、非常に密接に佐渡総合病院が関係をしてきておると思っております。佐渡総合病院と中央包括支援センターは先ほど申しましたようにすぐ隣でございますので、医療相談室のケースワーカーと連携をしていく、それに必要に応じてご家族の皆さんの相談とあわせてスムーズな介護連携ができるようにしていきたい、そういう役割と考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。各事業所等を回ってみると、中央地域包括支援センターの役割が何なのか、中央からの仕事や情報が各包括支援センターに実際におりてくるわけでもないで、どうかかわってよいかわからないという声を現場からお聞きしました。私は、地域包括ケアシステムを進める中で中央包括支援センターの役割というのは現在構築中であるとは認識しているのですが、このような現場の不安な声を放置しないように、役割については早急にお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

まだ確かに設置をいたしまして半年弱ということでございます。業務内容がうまく伝わっていない面が

あるようでございます。そのあたりは、各地域の包括支援センターが連絡調整というふうなことをやっております。そういうことについて積極的に今後とも伝えていくようにしていきたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。佐渡版地域包括ケアシステムを実現するためには、市内の各地域包括支援センターと佐渡総合病院との連携がかなめになってくるのではないかと私は考えています。それは、先ほども述べさせていただいたように、佐渡総合病院で緊急の治療を終えた高齢者の方々がたくさん存在するので、その方々が退院後に介護サービスを利用するとき、地域包括支援センターが要支援とか要介護リスクをコントロールできるかなめの部署になり得ると私は考えるからです。今後総合事業の中で行われる多様なサービスについても、ご本人さんに合っているかどうかを適切に判断できるのは各地域包括支援センターの職員の方々だと私は思います。そして、そこにはほぼ必ず医療情報というものが必要になります。将来を見据えた第一歩として提案したいのですが、佐渡総合病院と中央地域包括支援センターの定期的な人事交流等を検討していただけないでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

佐渡総合病院だけではなく、他の病院、市立病院あるいは介護施設を運営する社会福祉法人等も含めまして、相談機能や調整機能というようなことで、お互いの仕事というものを熟知をしておくことが非常に理解を進めていく上で大切だと考えております。佐渡版地域包括ケアシステムの構築に向けまして、そのあたりさまざまな面から検討していきたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。包括支援センターの連携という点でもう一つお聞きしたいことがあるのですが、ある包括支援センターからの声を届けたいと思います。佐渡市には高齢者虐待に対する専門的な知識を持った職員がいないのではないかとということをお聞きしているのですが、現在佐渡市における高齢者虐待の件数、その内容、また対応についてどのような課題を把握しているのか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

現在佐渡市内で虐待の事例として地域包括支援センターで受理をした件数、昨年55件となっております。この中で全てが虐待ということではございませんで、虐待と判断をした事例でございますけれども、高齢者数で17名、1人の方でいろいろな重複する内容もあるのですが、身体的な虐待が12件、それから心理的虐待が8件、介護放棄が6件、計26件ということでございます。これについては、包括支援センターが相談窓口になって解決までに向けて努力をしておるわけでございますが、市としての役割もございまして、そういった中で我々専門職員というだけではなくて、課全体として専門職も含めながら対応に当たっておる

というところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。長岡市などには虐待担当の職員が配置されていて、市が適切に権限を行使できる体制を整えていると伺っています。例えば包括支援センターの職員などが対応に入っている場合は、市の役割というのは努力義務になっている部分も多いことから、権限が上手に行使されていないケースがあると私は伺っています。やはり佐渡市も権限の適切な行使につながるように、包括支援センターの職員さんと連携し、密に情報交換を行っていただきたいと思うのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

事案の進行度合いによりましては市としましてやらなければならない、当然措置でありますとか、あるいは警察への通報とか、いろいろ市がやらなければいけないことがございます。それは当然一緒になってやっていきますし、先ほども申しましたとおり、包括支援センターの職員と一緒に我々はそれは連携して取り組んでいくということで考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは続きまして、市内リハビリテーションの役割分担について伺いたいと思います。先日の24日土曜日、25日日曜日の新潟日報の窓の欄は、一面がリハビリ特集でした。脳梗塞後のリハビリ、がんのリハビリ、歩行困難からのリハビリ、今リハビリがどれほど日常生活に必要とされているかが手にとるようにわかる内容でした。現在佐渡市では、要介護認定の原因となる骨、関節疾患なのですが、佐渡総合病院の整形外科の外来に訪れている方の症状で多いものは第1位が腰が痛い、第2位は膝が痛い、第3位は肩が上がらない、第4位はしびれ、ほてり、冷たい、熱いなどの違和感を感じた方々なのです。佐渡総合病院は急性期病院なのですが、訪れている方々は回復期とか慢性期の患者さんであり、また医師たちはこうした外来をこなした上で骨折に対する手術を年間に100件行っているのです。初めに、佐渡市はこの状況をどうお考えになりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明します。

市内には診療所という形で開業されておる方が少ない、特に整形外科というようなものを標榜しておる診療所が少ないということで、どうしても、全域そうでございますが、診療科によっては佐渡総合病院にしかないところもございます。各病院が外来の機能を担っていかなければならないという、そういう状況があると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番(宇治沙耶花君) ありがとうございます。今整形外科の外来受診が本当に多くなっているそうです。ある医師に伺ったところ、大腿骨頸部骨折や脊椎圧迫骨折の患者さんが全く減らなくて、手術をしても翌年にまた反対側を折って再手術となる方もたくさんいらっしゃいます。病院を退院した後のリハビリがないことから、適切なリハビリを受けられないまま再手術となり、そのまま寝たきりになっていく方が多いと話していました。医師の側から見れば、何度手術をしても適切なリハビリが施されない限り手術をする意味自体がわからなくなってしまうと思いますし、患者さんの側から見れば、もっとリハビリについての情報が必要で、日々の生活にリハビリ活動を取り入れていくことのよさ、自ら取り組んでいけるような技術をこれから伝えていく必要があると思います。佐渡市として市内の整形外科やリハビリ技師らと協力し、市民の方への啓発活動を行ってみてはいかがでしょうか。私がお話を伺った佐渡総合病院のリハビリテーションでは、リハビリの大切さをもっと市民の方に伝えたいし、協力できることなら協力したいとおっしゃっていました。

○議長(岩崎隆寿君) 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(後藤友二君) ご説明いたします。

確かに退院後在宅で過ごしていく上で体を動かすという必要性があります。それで、そこにきちんとリハビリも入っていくことによって通所、それからできれば訪問リハビリというような形でそれが補えれば一番効果的と考えておるのですけれども、その中で先ほど議員からもお話がございました県と協力して佐渡地域リハビリテーション広域事業ということで、今の病院さんあるいは老健さん、そういうリハビリ専門職の方からも協力いただいて、何とか近くの施設でできないかというようなことも今進めております。こういう事業を活用しましてやっていきたいと考えております。

○議長(岩崎隆寿君) 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番(宇治沙耶花君) ありがとうございます。今課長がおっしゃった佐渡地域リハビリテーション広域支援事業になりますが、今どのような事業であり、どのような方々に対していつから行っていくものなのか、今の現状を教えてくださいませんか。

○議長(岩崎隆寿君) 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(後藤友二君) ご説明いたします。

この事業でございますが、地域における介護予防の取り組みを機能強化していきたいということで、通所訪問地域ケア会議、それからサービス担当者会議、住民運営の通いの場、そういうところにリハビリテーションの専門職を関与させていけないかということで、県が事業主体となりまして昨年度実施をしておるところでございます。これについては、実際ことしも、ある特別養護老人ホームでございますが、ここに4回程度研修を行って、その中でリハビリをどう取り組んでいくかというようなことをリハビリテーション専門職の方も関与していただいて、地域における充実を図れないかなということで活用を考えております。その成果を見まして、我々としても総合事業の中で平成29年度中には何とかリハビリの部分の総

合事業をやっていきたいと考えておりますので、そういった面もにらみまして、県と協力しながら進めておるものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） 今平成29年度からの総合事業も視野に入れていくという言葉聞くことができうれしかったです。ありがとうございます。現在佐渡市では、やはり限られた方々へしかリハビリが届いていないというのが現状です。この事業を上手に広めることができれば、リハビリの大切さを市民の皆さんが認識できるきっかけになると私は思っています。病院を退院した後も生涯にわたって適切なりハビリが受けられるように、ぜひ佐渡市としてもこの事業をこれから先も継続していただきたいですし、また今後は介護施設や事業所だけではなく、佐渡市または中央包括支援センターなどが要介護リスクをしっかりと把握できるマニュアル等を作成して、ご自宅で過ごしている方々にもリハビリが届く仕組みをつくっていただきたいと思いますが、実現は可能でしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 広く介護事業所等に参加も呼びかけていかなければならないと考えております。いろいろな面で寝たきりにならないというのは非常に高齢者ご自身のメリットにもなることでございます。総合事業というお話もしましたが、何とかそのあたりを高齢者の自立につながるようリハビリテーションの面についてもやっていきたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ここで、こちらの写真をごらんいただきたいのですが、資料でいうと⑩になります。この方は難病の患者さんです。佐渡市内でも山間部に住んでいらっしゃる、なかなか気軽に病院へ通うことができません。しかし、訪問リハビリテーションと訪問看護ステーションが定期的にご自宅を訪問していて、とてもよい医療、介護が提供されています。この方は、寝たきりになってもおかしくないような時間が経過されているのですが、訪問看護と訪問リハビリテーションの職員さんが支えることで、つえをつきながらですが、家の中を歩くことができるそうなのです。これは妻のお母さんと一緒に写真なのですけれども、その元気な状態にこの方にかかわっている医師も大変驚いていらっしゃいました。なかなか写真では伝わりにくいのですが、佐渡で行われている訪問看護とか訪問リハビリテーションの質というのはとても高いと私は思っています。資料の⑩にも示しましたが、施設では歩いて、でも自宅では寝たきりではやはりリハビリの意味がないと思うのです。訪問リハビリテーションは需要がふえているとお聞きしておりまして、この4月から月30件ずつ増加しているそうなのです。全体での市内の登録者は100名いまして、訪問範囲は本来20キロ圏内なのですが、金井とか真野とか佐和田、羽茂については全てをカバーしていますし、残りの地区については一部距離などの都合で伺うことができないのですが、佐渡市はこのような状況をどう考えて、どう改善していきたいと思っているのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

確かに訪問リハビリテーションの需要というのは高くなってきておりまして、我々もその点については十分把握をしております。事業者が今1事業者ということで、何とかこれを足りない地域に開設促進をしていきたいと今努力を続けておるところでございます。そういう意味で施設でのリハビリというのもそうですが、組み合わせたいけるような形で訪問リハビリテーションも適切に受けられる体制というのが地域包括ケアシステムをつくっていく上で必要と考えておりますので、その辺については充実を図っていくよう努力してまいりたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。訪問リハビリテーションが今どのような状況の方々のところへ伺っているか。骨折や廃用症候群とか、今の写真のような難病の方ばかりではなく、介護度4、5の老老世帯、85歳の妻が90歳の夫の介護をしていたりしています。夫の体にいつもできるのは褥瘡なのです。妻は必死に夫の介護を頑張っているのですが、やはり訪問リハビリテーションは何回回数とか時間が決められていますので、どんなに頑張っても褥瘡がやっぱりできてしまうのです。これから佐渡ではますますこうした老老介護の現状がふえていくと私は思っています。

そこで、1つ提案なのですが、佐渡市の中に自治体雇用の職員としてリハビリ専門職を採用してもいいのではないのでしょうか。資料の⑧に現在のリハビリ専門職の数を示しました。実際に佐渡市内には理学療法士などを養成する学校がなく、かつ就職先もないため、佐渡出身で資格を持っている方がたくさんいるにもかかわらず、誰も帰ってこれないという現状があります。あるリハビリ技師の話では、佐渡市内に回復期のリハビリを担う病院や施設または市としてのリハビリ職の採用があれば、リハビリ技師の数は今の倍集まるのではないかとおっしゃっていました。私は、決してこの佐渡版の地域包括ケアシステムを構築していく上では無駄にはならないと考えています。市としてリハビリ技師の採用は検討できないか、また第7期の次期の介護保険事業計画の中にリハビリの必要性を明記できるか教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

採用につきましては、いろいろ自治体で行うべきものかどうかというようなことも検討が必要です。私がここでそれをどうこうということは言うことはできませんけれども、いろんな面を含めてやはり事業所をふやしていくということが必要です。そういったことには努力をしていきたいし、その面においては介護保険事業計画等にそこを盛り込んでいかないと、非常に人材の不足がございます。それを補うためにはどのように今後ふやしていくかという面が非常に私は重要だと考えておりますので、そのマンパワーを確保していくための努力というのは医療の部門も含めて必要だと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。国の社会保障審議会では、先日の23日に要介護度が改善した自治体に財政支援を行うことが大筋了承されました。寝たきりの方が多いう佐渡だからこそ、寝たきり

にならないようにする前段の介入が必要だと思います。ぜひ切れ目のないリハビリの提供体制を構築していただきたいと思います。

それでは次に、医療と介護の円滑な連携について伺います。これまでのことと全て関連しているのですが、リハビリ等については病院側が啓発しなければいけない部分もあると思います。実際に病院側が一般市民に啓発できる機会は病院祭とか講演会、また病院広報紙等の機会に限られています。また、市報「さど」お知らせ版でも市の広報紙であるために市立病院の医師の連載に限られていると思うのですが、以前佐渡医師会に所属するある医師とお話をしていたところ、これだけ高齢者がいるのだから、市内の開業医とか病院の医師が市報「さど」に順番で高齢化の今の医療とか介護の現状をコラムで書いてもいいのではないかとお話しされていました。今の佐渡市には医療、介護の現状を啓発する機会はあると思うのですが、やはり各課がちょっとばらばらで対応されているようなところがあると思いますし、ぜひこのリハビリの重要性を皮切りに、医療は市民生活課、介護は高齢福祉課、市立病院は両津病院ではなくて、佐渡全体を見渡した医療、介護のあり方について佐渡版の地域包括ケアシステムを中心となって引っ張っていく課が必要であると思うのですが、市長はそのあたりどうお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 議員ご指摘のとおりだと思います。現状それぞれ子育て支援から高齢者の介護等までかなり課が散らばっているのも実情ですし、市立病院一つとりましても本庁側の高齢福祉課等々との連携が本当にスムーズに合理的にしているかという部分では、まだまだ足りていない部分を多々感じております。その意味では、次年度組織機構改革を現状いろいろ検討しておりますが、その中であくまで課ごとにここからここまでというあれではなくて、ちゃんと1つの一連の流れの中で連動できるような形、どういう組織を設定するのが一番いいのかということで、何とか次年度そこのところの修正を目指して頑張りたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。市長が最初におっしゃった単に包括ケアシステムを高齡福祉で取り組むのではなく、地域づくりを行わなければこれは成立しないとおっしゃっていました。私もそうだと思います。これは地域と連携することでうまくいくというソーシャルキャピタルという概念があるのですが、そこにつながっていくと思います。具体的に言うと、教育では障害の有無にかかわらず子供たちが一緒に学ぶインクルーシブ教育がありますし、また藤木副市長が目指すパーソン・センタード・ケアも認知症を持つ人を一人の人として尊重し、ケアをすることだと思います。ちょっと片仮名で難しいのですが、これらは概念ではなくて、実際に日本のいろんな医療や介護の現場で使われている本物の技術や知識なのです。これらが日本の中で普及されているのに、佐渡市としてやっぱりこれが全く施策の中に取り入れられていないということは私はもったいないと思います。ぜひパーソン・センタード・ケアをよくご存じである藤木副市長にも伺いたいのですが、この技術を医療や介護の現場に取り入れていただけないでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） お答えさせていただきます。

宇治議員からお話のありましたように、これからの医療、介護は当然連携は必要でありますし、当然人の体のトラブル、心のトラブルというのは医療、介護だけではなく、特に高齢者でありますと例えば詐害行為に遭うとかいう法律問題も絡んできたりしますし、いろんな問題が絡んでくる。それをトータルに解決していくためには、まさにその人を真ん中に置いて、その人の課題は、先ほど宇治議員にお示しいただいた写真を見てもおわかりのように、介護サービス、医療サービスだけではうまくいかず、家の片づけとか、そういうことも当然入ってこなければならぬというふうに思いますので、そういう中でリハビリの問題とか、そのほかいろんな部門の専門職プラス地域の方々の参画というものなくしては佐渡版の地域包括ケアというのはうまくいかないのではないかと。そういうものを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。

では続いて、看取りへの啓発について伺いたいと思います。例えばご高齢で突然急変が起きて救急搬送されたとき、ご本人さんやご家族の意思が確認できなければ、たとえこれ以上回復の見込みがないと医師が判断しても胃瘻とか経管栄養でつながるケースが後を絶ちません。非常にデリケートな問題ではあるのですが、国も要介護者の増加や看取りの場の確保が深刻なことから、平成27年度の介護報酬改定でこれまでの看取り介護加算の要件を見直しました。ここで、教えていただきたいのですが、現在佐渡市内の介護施設では看取り介護加算を算定しているのでしょうか。また、算定している施設の割合と、もししていないのであればその理由はわかりますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

あらかじめこれにつきましては看取り加算をしますよという届け出が必要であります。これは指定権者に必要でございますが、当市におきまして加算対象であります特別養護老人ホーム等の25施設のうち届けをしておるのは13施設でございます。このうち算定要件ということで、これを満たして実際算定しておりますのは特別養護老人ホーム1、地域密着型老人福祉施設、ミニ特養のことでございますが、これが1ということでございます。これにつきましては、体制がとれないということで、人員の関係等がございまして算定をしていないものと承知しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。平成25年の佐渡における高齢者の死亡場所は、病院が907人、自宅が112人、老人ホームが61人となっています。また、最新の調査では、資料の⑬に示しましたが、佐渡における自宅死は9.5%、老人ホーム死は4.5%となっています。看取りのときに一番の決定権を握っているのは私は医師だと思います。医師が回復の見込みがないと判断したときに看取り介護の始まり

です。市内の特別養護老人ホームにお話を伺ったところ、看取りができない施設が多く、職員がどんなに看取り研修を積んでも医師の判断一つで病院死になってしまうのです。その理由は、医師が多忙であったり、看取りまで手が回らなかったり、看取りへの認識が薄いからなどの理由が挙げられます。国が進める地域包括ケアシステムは病院死ではなく、住みなれた地域で自分らしい最期を、人生を最後まで継続できるようにすることだと私は認識しているのですが、佐渡のように医療資源が不足している地域では、現時点では在宅医療はほとんど不可能ではないかと私は考えています。そこで、佐渡において看取り介護が実現できる理想の場所はどこか、私は今の時点では特別養護老人ホームなどの介護施設であると思っ

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、住みなれたところで人生の最期を迎えるというのが理想だとは思いますが、施設だけではなくてと私は考えておるのですけれども、やはり先ほど来医師というご指摘がござい

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。実際に今介護施設でどのようなことが起こっているか。佐渡でひとり暮らしで施設入所されて、ご本人さんから例えばこのまま施設で過ごしたい、施設で生きたいという希望はあっても、遠方のご家族の方や親戚の方の理解が得られていなければ、やはり施設側としては救急搬送するしかないのです。救急搬送された後どのような処置が待っているかという、延命治療になります。救急は命を助ける場所ですので、どんなにこのまま最期まで穏やかに迎えようとしても、本人や家族、施設側からの意思表示がなければ、やはり点滴とか経管栄養とか胃瘻でできるだけ命をつなぐことを行います。救急搬送するということは、建前上は蘇生を目的に行うので、本来であれば心臓マッサージなどはせずに安らかに最期を迎えられる状態であっても、救命するしかないのです。今救急救命士さんもこうした現状をよく理解されていて、患者さんに申しわけないと手かげんしながら心臓マッサージを行い、運んでくださる例もあるそうです。やはりどこで最期を迎えたいか、亡くなる過程で人は食べなくなっていくということを医療従事者と介護職員、ご家族の3者がしっかり話し合う場が必要だと私は思っています。そのことを大人になってからではなくて、やはり佐渡市が中心となって子供のころからの教育として私は啓発していただきたいと思っています。やはり祖父母の看取りに立ち会う経験というのは子供を大きく成長させるといいますし、自分の命は有限であることを知ることができて、看取りの経験というのは生きる力にもつながっていくと私は思うのです。そのために看取りのあり方について医療、介護職員同士が話し合う機会を定期的に設けていただくこと、また医師会などからご協力をいただいて、中学生

や高校生などへの看取り教育を行っていくべきと思っているのですが、そのあたりはご検討いただけないでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 介護側のことについてご説明させていただきたいと思います。

確かに終末期を施設から病院に運ばれてというようなお話がございます。この中で、先ほども家族の方の話もありましたけれども、医療、介護現場の方たちが携わる上でやはり研修というものがあらかじめ必要であるし、これが重要だと思っております。特にそれに家族の方が絡んできますし、家族の方あるいは新しく職員になられた方というのはなかなか人の死に接するという機会もないわけがございますし、まず現場のほうから看取り介護の理念でございますとか、死生観への理念とか、そういう形の教育、それと看取っていく上で起こってくるであろう体の変化でありますとか、精神的な部分というようなものをマニュアル化したものもあると思います、各施設で。そういうものの確認、それから看取りをされた場合の実際の経験を振り返っていくようなことを各現場でやっていただくことが重要だと思っております。それから、家族の方にそれをお話ししていただくということが重要だと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） では、子供たちへの教育という面で、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 今看取りということの教育、看取り教育という言葉が、実際私そういった言葉をお聞きしたのは初めてでありますし、そういったことにつきまして教育委員会内で話し合う、協議したというようなことはないのです、私見になります。昔は自宅で亡くなった、家族みんなで看取った、それから葬儀もおうちで出していたというような中で、子供たちは人間の死というものはどういうものなのかと、生命は限界があるというようなこととか、それから亡くなると周りがこんなにも悲しむものなのかとか、それからおじいちゃん、おばあちゃんであるとして自分とのつながりといいたいでしょうか、そういったことをいろいろ考える非常にいい経験であったなというふうに思っています。ただ、今は核家族化しています。それから、病院で亡くなるという。そういったところに立ち会う子供というのはおのずと少なくなっているのかなというふうに思います。学校の現場では生、生きるということ、命の大事さというようなことはいろんな教育活動を通して勉強しています。ただ、死ということになると、そういった教材もありますけれども、深く考えさせるというような場は実際はないかと思えます。今そういったことが原因で子供たちがバーチャルな世界で生きているとか、それから自分の命を粗末にするというようなことがありますので、看取りといいたいでしょうか、そういったところのプログラムみたいな、実際にやっている学校、先進取り組みがあるのかどうかみたいのところから勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） 私は、今の医療、介護の課題の一つの中にやはり当事者意識が薄いということが

あると思います。ちょっと違う視点なのですが、今母親になるまで一度も赤ちゃんをだっこしたことがないために、突然育児が始まってしまって、育てることに困難を感じているお母さんが多いことがわかっています。これは看取りも同様で、施設や自宅で亡くなる明確なイメージを持つことができなければ、やはり病院にいさせてくださいというふうになると思うのです。そのあたりでそれを成人してから考えるのではなくて、中学生や高校生のころから医療や介護の現場を少しでも経験していく、そして将来の自分の姿を想像できるようになることで、やはり社会保障とかへの当事者意識も私は高まっていくのではないかなと思っています。これからは、本日提案させていただいた日常生活が維持できるよう積極的なリハビリを行っていくこと、そして人生の最終段階の医療、介護の正しい情報を市民の方に届けていただきたいと思っています。そのためにも最後市長にぜひ伺いたいのですが、これからの佐渡市の施策の中に医療とか介護に関する分野の配分をふやしていただきたいと私は思っているのです。それは市長にも考えていただくことでもありますし、私たちの人生にやっぱり直結する部分になりますので、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今議員ご指摘のとおりだと思います。この佐渡、ずっと高齢化はもちろんですが、高齢者だけの単独暮らし等々もふえております。介護も高齢者同士の介護の環境がずっとこれからもまだまだ続くと思います。そういう中でいいますと、やはり佐渡の中の大きな今後の問題点、解決していかなければいけない点として、子育ての支援、そして介護、リハビリを含めた高齢者への対応、この2つについては行政としてもしっかりと力点を入れて取り組んでいかなければいけないものと認識しておりますので、その辺のところを財源の充て方も含めて前向きに検討したいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

宇治沙耶花さん。

○2番（宇治沙耶花君） ありがとうございます。医療から介護、そして看取りにつながる安心ネットワーク、佐渡版の地域包括ケアシステムが構築されることを願っています。未来が明るくなるようなご答弁をありがとうございました。

以上で私の質問は終了させていただきます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で宇治沙耶花さんの一般質問は終わりました。

ここで、昼食休憩といたします。

午前 11時24分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔15番 中村良夫君登壇〕

○15番（中村良夫君） 市民の皆様、こんにちは。日本共産党の中村良夫です。朝夕めっきりと涼しくなっ

たきょうこのごろです。秋の収穫となり、大変ですが、しなしなししてくらんしやとお願いいたします。そこで、拝啓、三浦市長殿、新庁舎整備についてあなたが選挙で訴えたのは市民が主役です。まず、市民に庁舎についてどうだやと聞いてください。市民が主役なのだから、市民の声を反映することが最も大事です。これまで市民が不在のまま進めてきたことは私はだめだと思います。議会の外へ行ってください。市民の皆さんは待っています。市政の主人公は、あくまで主権者である市民です。あわせて地方自治の運営にとって最も大切なことは憲法を暮らしに生かすことであり、民主主義と基本的人権を尊重することです。主権者としての市民はどう判断してくれるか、このことが今問われています。先に佐渡市がAとかBとかCとか、新庁舎を建てるとか建てないとか決めるのではなくて、まず先に市民の声をよく聞いて、市民の声を実現するためにはどうするのかということを考えるのが佐渡市の仕事です。これが市民が主役の新市長、そしてこのことを十分時間をかけてください。新市長、三浦市政です。私からの提言です。市民の皆さんから身近な子育て支援や暮らし、福祉についてもっと取り組んでほしいと意見、要望が多くあります。

そこで、第1の質問は子供の貧困対策の拡充について。深刻な地域経済や子供の貧困が重大な問題になっています。保護者の負担軽減等を実施すべきです。そこで、1つ、子ども医療費助成の拡充、2つ目に就学援助制度の実態に見合った制度に、3つ目に学校給食費を無料に、当面半額に、4つ目に高校生の通学、下宿代助成制度化、高校再編が行われようとなかろうと取り組むべきです。きょうのニュースでは、新潟県内の高校への進学率が99.6%だと思えますけれども、ニュースで99.6%、全国で1位だそうです。このことを考えても先ほどの高校生の通学、下宿代の助成制度を実施しなければいけないと私は思います。以上4点について取り組みの経過と今後の対応についてお伺いします。

第2の質問は、介護保険制度改悪による市民への影響について。(1)、2015年、平成27年度から実施された介護保険の大改悪について、次に示す項目に関する影響と今後の対応について説明を求めます。①、要支援1、2の人の訪問介護と通所介護を介護保険から外し、市町村の新総合事業に移行したと。②、特別養護老人ホームへの入所が原則要介護3以上に限定された。③、合計所得160万円以上の人の利用料負担が2割になったと。④、低所得者の補足給付(居住費、食費補助)対象が厳格化された。

(2)では、今後のさらなる介護保険制度改悪について。来年の通常国会に提出する内容とは、1つに要介護1、2の人の訪問介護のうち生活援助を原則自己負担に、2つ目に要介護1、2の人の通所介護を地域支援事業に、3つ目に要支援1から要介護2の人の福祉用具、住宅改修を原則自己負担に、4つ目に65歳から74歳の利用料負担を原則2割にするという、要支援1、2の介護保険外しに続き、要介護1、2も介護保険から外す方針であります。とんでもありません。

そこで、次に示す項目について説明を求めます。①、介護保険料を徴収しながら介護保険サービスを制限することについてどのような問題意識を持っているのか。大事なことです。

②、要介護認定者の6割を占める要支援1から要介護2の人たちを介護保険サービスから外した場合の市民への影響についてどのように認識しているのか。これも大事です。

③、市民への影響を回避するために国に対して意見表明を行っているのか。

④、福祉用具貸与などのサービスについて。1つに、福祉用具貸与、福祉用具購入費及び住宅改修費の給付実情は。また、その効果をどのように認識していますか。

2つ目に、制度改悪により低所得者にとって極めて大きな影響があることは明白だが、市にはサービスが利用できなくなり、重度化するような事態を生じさせてはならないとの認識がありますか。

3つ目に、改悪された場合の市民への影響、負担の増加額等を明らかにしてほしいです。

このように政府の進める軽度者の介護保険外しはまさに、ちょっと乱暴な言い方ですけども、国家的詐欺です。佐渡市としてどう対応するのか。切実な問題で十分な対策が求められています。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、中村議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、子ども医療費の助成につきまして、この9月から対象年齢を高校卒業までに拡充いたしました。これによって入院医療費の自己負担の無料も高校卒業までとなり、県内でもトップレベルの制度にあると考えます。また、新潟県の子ども医療助成補助金も今年度から交付金制度に変わりましたので、その内容について詳しくは市民生活課長のほうから説明させていただきます。

次に、子供の貧困対策についてですが、就学援助、学校給食費、高校生の通学、下宿代助成につきましては、教育委員会のほうから説明させていただきます。

介護保険制度改悪による影響につきましてというご質問ですが、介護保険の平成27年4月から施行されている現行制度については、地域包括ケアシステムの構築のため、各市町村の高齢化のニーズに応じた対応体制を構築することとされており、軽度者に対する生活支援と介護予防への対応強化、中重度者に対する介護、医療サービスの充実が打ち出され、介護予防、日常生活支援総合事業の実施、特別養護老人ホーム入所者を在宅での生活が困難な中重度の要介護者に重点化、費用負担の公平化のため、一定以上所得がある利用者の自己負担2割とし、低所得施設利用者に対する食費、居住費の補足給付に資産要件を追加するなど、介護保険法の改正によりこれらの措置が行われ、佐渡市においてもこの改正対応を行っております。また、今後の要介護度が軽度の方に対する制度改正につきましては、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で厚生労働省が整理した論点をもとに審議が行われている最中であり、まだ決定されたものではないと承知しております。介護保険法施行後介護給付の根幹にかかわる改正であり、40%の高い高齢化率で低所得高齢者が多い佐渡市におきましては、この影響は大きいと考えておりますので、国でのこれらの議論を注視し、また必要に応じ慎重な対応がなされるよう市長会等を通じ国に対しても要望をしていきたいと考えております。

なお、現行制度での状況及び改正がなされた場合の影響につきましては、高齢福祉課長のほうから説明させていただきます。

以上で答弁を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 子供の貧困対策の拡充についてということで、就学援助以下3点について説明いたします。

就学援助の新入学学用品費にかかわる前倒し支給につきましては、8月に中学校の認定者の方に対し意向調査を実施いたしました。提出された方の約7割以上が前渡しを希望されておりますので、就学援助制度の充実に向けまして前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、学校給食費の無料化、当面半額、それから多子世帯への無償化等につきましてでありますけれども、学校給食費につきまして及び高校生の通学支援等につきましては、佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の子育て支援の取り組みとして、さまざまな観点から将来につながるようその方策を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

私のほうからは、子供の医療費の助成につきまして、県の制度につきまして説明をさせていただきます。県の制度につきましては、今年度から従来の補助金の制度から交付金化をされまして、交付金交付要綱を定めまして、子どもの医療費助成事業のほか、子育て支援事業にも対象とするような形で市町村がより活用しやすいものとして新潟県が交付金化したものでございます。交付金の配分額の算定方法につきましては、18歳までの人口に県平均1人当たりの助成実績を乗じた金額と過去5年間の市町村への助成事業の実績の平均額を合わせたものを基礎額としまして、そのほかに県の調整率を乗じて算出されることになっております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 私のほうから平成27年度からの介護保険制度改正による影響についてまずご説明いたします。

平成29年4月から実施をいたします要支援1及び2の方への訪問介護、通所介護の総合支援事業への移行者数の見込みでございます。これにつきましては、平成28年3月の利用実績でいきますと、訪問介護で198名、通所介護で235名となっております。特別養護老人ホームの重点化によりまして要介護2以下の方が入所しているものでございますが、平成28年8月の時点で33名の方が入所中となっております。それから、合計所得160万円以上で介護サービス利用者の負担が2割となった方につきましては、8月1日現在で5,398名中218名となっております。また、施設等の居住費、食費の補足給付の見直しにより要件を満たさなくなった方でございますけれども、これは8月末現在1,096名中34名となっております。

続きまして、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修費でもしこれが今後改正された場合の影響ということでございますけれども、平成27年度の給付実績で見ますと、福祉用具貸与1億6,731万円、福祉用具購入費1,046万円、住宅改修費2,523万円となっております。

それから、福祉用具の効果でございます。これは、身体機能の維持、生活機能の向上、それから自立への意欲促進、生活空間の拡大、介護負担の軽減と状態の維持、改善のため、要介護者の在宅生活維持に必要な給付であると考えております。

仮に制度改正がなされた場合の市民への影響でございますが、平成27年度の要支援1から要支援2までの利用実績から福祉用具貸与が5,533件で4,359万円の給付、それから福祉用具購入費226件で675万円の給付、住宅改修費180件で1,757万円となっております。冒頭申し上げました平成27年度の給付実績でございますが、これは総体の給付実績でございました。申し上げますと、福祉用具貸与で1億6,731万円、福祉用具購入費で1,046万円、住宅改修費で2,523万円でございました。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） それでは、2回目の質問をします。2回目の質問は、1回目の答弁の確認をしますので、ゆっくり質問しますので、市長もよろしくお願いします。

子ども医療費助成制度、これからいきます。今お話ありましたけれども、医療費の自己負担額を一部助成する制度であります。改めてお話ししますけれども、子供の傷病の早期治療を促して、子育て世帯の経済的負担を軽減するために重要な施策と考えます。先ほど市長も答弁ありましたけれども、佐渡市ではこの9月1日から全ての子供に対して入院、通院とも高校卒業まで支援することになりました。18歳年齢ですね。これまでの中学校卒業までを3学年分引き上げたこととなります。新潟県内では、この9月1日現在全ての子供に対して入院、通院とも高校卒業まで支援するのは佐渡市を含めて16自治体、9市4町3村となりましたが、中でも佐渡市は入院について全額補助を行っていますから、県内でも制度が進んでおり、子育て世帯から歓迎されているものと思います。

さて、子ども医療費助成制度に要する今度は費用ですが、全国的には県と市町村が2分の1ずつ負担しています。ここがポイントなのです、きょうの質問は。その上で市町村が独自に上乘せをして助成を行っているところも多いわけです。新潟県では、平成25年度までは他県と同様に県が2分の1負担する対象年齢を明確に打ち出して、子供を3人以上有する世帯は全部の子供、全子に対して入院、通院とも高校卒業まで支援、子供が3人未満の場合は入院は小学校卒業まで、通院は3歳未満まで支援としていましたが、平成26年度から制度が複雑になりました。市長答弁でもありましたように、今述べた2分の1を県が負担する対象年齢はそのまま、別途市町村が新たに第1子、2子に対して拡充する場合、その費用の一部を支援するという制度になり、今年度、平成28年度から子ども医療費助成のほか子育て支援に使える交付金制度となりました。県が交付金化したことによって、子ども医療費助成について県の支援対象年齢は何歳までというものがなくなったということになります。

そこで、私は県内の子供たちがどこに住んでいても同じように恩恵を受けることができるのが望ましいと思います。そのために子ども医療費助成について新潟県が広域自治体として市町村の県内全体の下支えをすることが必要と考えます。こうした立場から何点か質問をします。1つは、佐渡市は先ほど言ったように9月1日から全ての子供に対して入院、通院ともに高校卒業まで支援を拡充しましたがけれども、その目的と意義を改めて伺います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

拡充の目的としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる切れ目のない子育てしやすい島づくりを進める上で高校生世代の支援が薄いので、助成対象年齢を拡大し、子育て支援策を全体的に拡充することを目的としております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） そして次に、さっきの大事なのですけれども、今年度新潟県の交付金額は市町村の18歳以下人口と過去5年程度の助成実績に応じて決定するというものでした。しかし、佐渡市の場合、これちょっと数字を教えてくださいなのですが、18歳以下人口1人当たりの交付金額は幾らなのか、また過去の助成実績に応じて交付された金額は幾らなのかそれぞれ伺います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

18歳以下の人口1人当たりの交付金額につきましては、概算で2,400円程度の額になります。また、過去5年間の助成実績の平均額に基づく交付金の相当額につきましては、これも概算であります。1,470万円程度というふうには算出しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 数字的なことは課長にお伺いしますけれども、だんだん、だんだん質問迫ってきたときに市長指名しますので、答弁をお願いします。

もう一点は、子ども医療費助成は県と市が先ほど言ったように2分の1ずつ負担するのが望ましい姿だと考えますが、今年度予算で新潟県の交付金額は佐渡市の子ども医療費助成事業費の何%に当たるのか伺います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

佐渡市今年度の金額につきましては、予定の助成事業費から県の内示額等を算出しますと、約30%の補助の割合になります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 課長が今答えたように30%、県から50%ではなくて30%だと。そこで、パネルを見ていただきたいのです。前にもお見せしましたけれども、確認の意味で。佐渡市の、これ平成23年のやつで、決算書から説明します。子ども医療費助成決算、決算書より①、総事業費がかかったのは約7,878万5,000円。そこで、県からのそのときの補助金が2,427万4,000円。市長、わかりますか、これ。パネルにしたから、わかると思うのですけれども、本来であれば、県から佐渡市に入ってくる補助金はこの総事業費に対して2分の1ですから、3,939万2,000円佐渡市にお金が入ってこなければなりません。一番下の数

字は、1,511万8,000円佐渡市には補助金が来なかったですよという金額です。ここがポイントなのです、きょうの質問は。そこで、今までの続き、これを総合的に県から佐渡市に来なかった補助金などを平成27年度まで調べてみましたら、まとめてみました。金額が平成23年から平成24年、平成25年、平成26年、平成27年、この5年間で、赤いマジックで書きましたけれども、1億328万6,613円なりです。本来は2分の1にしなければならないのに、ここで聞くのです。市長の認識をお伺いします。この数字を見てどう思われますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 国や県の全般的な助成額というのは、基本的に3分1あるいは2分の1の部分で推移していると思います。ただ、子供の医療費につきましては、これは新潟県とか県にかかわらず、全国の子供一律にちゃんと平均して平等に支給されるべきものであるということもありますので、個人的には国の財源としてもう一回しっかり助成の方式を考えていただくほうが大事ななというふうに思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） もう一回最後で確認しますけれども、今の答弁をさらに確認するのですけれども、市長は新潟県から今回交付金制度50%のうち30%と課長答えたのだけれども、このように今までの経過見ると随分ひどいなと。これで交付金額は少なくとも市長が答弁したように、佐渡市は一生懸命やっているのです、子ども医療費助成には。全ての子供に対して入院も通院も高校卒業まで、新潟県から2分の1負担する額まで引き上げるように県に強く求めるべきではないのかと良識ある市長に最後お伺いします。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） これについては、県内の各市町村、自治体それぞれの中でもいろいろこういうひずみ等々は出てきているものと思いますので、こちらとしては県の市長会等々を通じて県のほうに随時その部分については働きかけていくということになると思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） そのようにやっていただきたいと思います。本当に佐渡市は財務課長に言わずといっぱいことお金があるのですけれども、そのお金は緊急の場合に使うということなのですけれども、こうやって県からの補助金を見ますと、やはり大事な問題だと思しますので。

次に行きます。就学援助制度。新入学児童生徒学用品費の支給は、児童生徒が援助を必要とする時期に支給できるように早期支給を私は6月議会に提案しました。先ほど教育長も答えましたけれども、学校教育課長が答えましたけれども、ニーズ調査を行って、前向きにと。今回も前向きに検討しますよと答弁されました。そのことを含めて、前に進めていかなければいけないもので、確認ですけれども、私は教育長とか学校教育課長にも情報提供しました。問取りもしました。そのことを含めて確認ですけれども、文部科学省は既に児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう市町村、佐渡市に通知をされていますが、そのように佐渡市も対応されますか。ここ通知ありますけれども、お伺いし

ます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

国の通知につきましては、平成27年8月24日付の文書なのですけれども、いわゆる要保護児童生徒への援助ということで、通知の中に要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することとすると、特に新入学児童生徒学用品費等という記載がございます。中村議員のこれまでのご質問の中でこちらのほうでも内部調査、ほかの自治体等の実態調べましたところ、実際やっているところもございます。先ほど教育長がお答えしたように、8月中の、約70人くらい中学校の保護者がおるのですけれども、いただいた回答のうちの約7割以上が前向きなあれありがたいというようなことがございましたので、内部で来年度以降に実施できるように今のところ検討している最中でございます。実施に向けて検討しています。それで、位置づけとしましては、新入学児童生徒というよりも準備金という位置づけで考えております。小学6年生の方に対しての準備金という位置づけで考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） いい答弁されたのですけれども、ちょっと聞きづらかったもので、ぜひ生活困窮世帯が入学準備金の立てかえをしなくてもいいように入学前の、私具体的に言います。来年の2月、3月に支給するよう対応していただきたいと。2月にやりますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 支給の時期につきましては、3月ということで計画をしておりますけれども、2月は時期が、もともと3月に通常の支払いがございます。就学援助は8月、12月、3月の3回支給でございますので、2月ということは考えておりません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 次、学校給食いきます。学校給食費を無料に、当面半額にと提案をしているところですが、6月議会では教育長は教育費の負担軽減の検討の中で判断をしていくと。非常にこれ力強い私答弁だと思うのです。かなりこれ私分析しました。検討の中で判断していくと。これせつかくですから、さらに前へ進めていきましょうよ。そのために私同じテーマで繰り返しやっていくのですけれども、佐渡市には財政、先ほど言ったけれども、お金は十分ありますと。安心してくださいと。教育長と市長に提案をしました、6月議会に。激励もしました。お金いっぱいあるのだから、安心してくださいと。今回はお金は持ってきていません。おもちゃのお金は。いませんけれども、お金の問題だけではないのです、実は。世の中には、ここからが本番です。お金よりも大切なことがあるのです。これが今回のテーマです。

学校給食費を別の角度から私提案します。パネルを見ていただきたいと思うのですけれども、このパネルは6月議会でも紹介しました。給食費に係る保護者負担軽減のための自治体独自の補助制度、これは昨年11月、全日本教職員組合、学校の先生たちの組合が自治体1,740区というのですか、市町村、広域連合の中の1,032が回答されたものです。現在数は、予想ですけれども、ふえてきていると思われます。上からいきます。学校給食費全額補助しているのが45自治体、半額補助が、下行きます。19、一部補助が84、消費税増税分などの負担をしているところが16、多子世帯への補助40、前回調査より4倍にふえていると言われています。この傾向は、子供の貧困が深刻化している中、自治体として補助を考えざるを得ない状況になってきていることをあらわしています。だから、佐渡市にも私は提案をしているのです。そこで、私は多子世帯、ご家庭にお子さんが1人以上、2人、3人と、そういう補助に私注目したいと思います。そこで、お待たせしました。社会福祉課長、佐渡市の平成28年度の保育料、利用負担はどうなっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

平均保育料は県内一番安いというふうになっておりますし、負担軽減につきましては平成26年度から在園児童2人目無料化という制度を取り組んでおります。また、今年度からは在園児童の枠を外しまして、第1子が3年生までにいる場合は在園児童が1名であっても無料の対象としております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 明るく元気にご答弁いただき、ありがとうございます。なぜ課長が明るく元気に答弁できるかというと、この多子世帯の保育料、これやっぱり自信があるからです。こういういい制度やっていますよと、こういうことにご答弁されたのです。多子世帯への軽減されていると。学校給食の給食費、新潟県内、これをやったのです。実施したのです。県内で自治体、学校教育課長に私情報提供しました。県内で、見附市で平成28年度より3人以上いるご家庭に対して補助を実施されていますと。学校教育課長、どうでしょうか。それでいいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

見附市さんは、ことしから第3子が生まれた段階で上の方が小学校、中学校にいた場合、その方の給食を無償化するというのを今年度から取り組んでおります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 教育長、そういうわけで今回佐渡市も多子世帯、2人以上いるご家庭に例えば上の子は全額補助、下の子は半額補助だとか、多子世帯への補助を実施したらどうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 見附市の施策については認識しております。いろいろな自治体があるかと思えます。それぞれの自治体でいろいろと施策について検討していると。私らもいろいろ考えました。どういう方法で貧困対策、また子育て支援をしていけばいいかというようなことでいろいろと考えている中で、全額補助するとこれぐらいずっと通年要るわけです。一部、多子世帯補助についても年間数千万円かかるというような試算をしまして、それをずっと続けていくほうがいいのかとか、それからどこにお金をかけていけばいいかというようなところで今検討させていただいています。全員がいいのか、一部がいいのか、就学援助の方向を充実していったほうがいいのか、それとももっとマンパワーの部分でとか、いろんな方法があると思うのですけれども、どこにお金をかけたらいいかというようなところで今検討させていただいているところであります。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 大事な問題なもので、いろいろとお話したいと思うのですけれども、私は市長にもご案内しましたけれども、6月議会でもお話しして、この写真はこの4月オープンした両津学校給食センター、こちらは両津地区の内海府小中学校へ行っての給食調査研究、そして実際に私給食を試食させていただきました。そこで、教育長、市長なり、失礼ですけれども、最近ここ2カ月ぐらい学校給食試食されましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） この2カ月というところでは試食はしておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 試食した経験はございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 教育長は現場ですから、前に試食したと思うのだけれども、市長、私一生懸命これやっているのに、まず食べていただきたいのです。おいしいですよ。本当においしい、学校給食。ここでごかつと怒るところなのだけれども、大人の対応で私いきます。学校給食というのは、ちょっと演説してしまふけれども、今から16年前、2000年ごろから食育、食育と広く言うようになったのです。今日までの経過がありますけれども、食に関する教育です、これ。そして、上から目線で話しますけれども、憲法第26条は教育を受ける権利と義務教育の無償と言っています。無償というのは対価を払わないで済むと。ただ、言葉悪いけれども、口八、無料なのです、本来は。だから、いろいろと実施するには、教育長や市長のいろいろ言うけれども、困難はあると思います。中村は提案するだけであれかなと思うのだけれども、実際やっぱり6月からこれ提案しているのですから、市長もちょっと反省しなければいけない。私は、学校給食は無料化、当面半額にと提案しています。教育長や市長は私叱咤激励をしながら大変だと思うのだけれども、気を使いながら私一般質問しています。どうしたら実施できるだろうかと。実現できるだろうかと。お金の問題ではないよと、今回は。やる気の問題なのです。ちょっと言いにくいけれども、やる気の

問題。そして、私はこのテーマを今回も夜も寝ないで提案をしているのです。今後では最終的には教育長も市長も答弁いただきたい。どう対応されますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 先ほども説明させていただきました。今の総合戦略の中でこういったお金の使い方が一番効果があるのかと、そういった中で検討させていただきたいということでもあります。今のところ無償化、半額等については考えておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 介護保険の改悪について。課長にお聞きします。佐渡市の介護予防の住宅改修というのが具体的にあるのですけれども、事業内容と対象者について説明を求めます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

介護予防住宅改修費支給でございますが、これについては要支援1、2の方に対する給付でございますし、住宅改修費ということで、介護予防を抜きますとこれは要介護者、要介護の認定を受けている方への給付になります。中身については同じものでございますが、この介護保険給付の住宅改修では、要支援あるいは要介護認定を受けている方が居宅の中で移動等が円滑にできるように手すりの取り付け、それから段差の解消、滑りにくい床材等への変更、引き戸への扉の取りかえや和式便器から洋式便器への変更など、軽易な住宅改修の費用につきまして、対象経費でございますが、これは20万円を上限としまして9割もしくは8割の支給をします。事前に市の窓口で申請をいただくことになっておりまして、施工内容、それからそれが体の状態の改善に沿ったものであると判断をさせていただきました場合に施工していただくというものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 高齢福祉課長からいただいた資料をもとにパネルをつくりました。介護予防住宅改修、3カ年と介護度別件数をパネル化したものです。平成25年から平成27年度まで年間平均266件、そのうち要支援1から要介護2の方は3カ年で平均184件です。68%の方がこの住宅改修を利用されています。そこで、まず課長のほうから、要支援1から要介護2までの認定者数は現在何人おられますか。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 失礼しました。ご説明いたします。

平成28年3月末現在でございますけれども、認定者5,255人おります。軽度認定者数3,072人でございます。要支援1から要介護2まででございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 今要支援1から要介護2、今課長答弁された3,072人かな、58.4%。市長、副市長もそうなのだけれども、その58.4%の方たちが、何を言うかわかっていると思うのですけれども、介護保険料を払ってサービスが受けられなくなる可能性があるのです。原則住宅改修に9割が出るというのだけれども、原則自己負担になる。これひど過ぎると思いませんか。住宅改修だけではなくて、福祉用具の貸与ですか、結構利用されている方いらっしゃるのです。軽度だけれども。経済的理由で利用できなくなる人が、自己負担だから、出ることも含めて通院、そして外出、日常生活に著しい支障が生じると。これ大問題になっているのです、佐渡市だけではなくてざっと全国。悪い政治が行われています。市長がいいのかな。これ最後確認するのだけれども、佐渡市、午前中も質問があったように、やっぱり医療と介護大事な問題であります。介護保険改悪に対してやはり佐渡市の長としてどう対応されますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 最終的にどのような改正になるか、全部それを流れ含めて最終着地の方向性見えたところでの判断をまた下していかなければいけないことと思いますが、いずれにしても従来に準じた国からのサポートを受けられなくなるということは好ましいものでないのは明らかでありますので、これは全国市長会あるいは県を通じて、その辺のところの是正の必要性が出てくるたびに国に対しても訴えかけていくという行動を続けていくしかないと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 今市長の答弁のようにこの悪い改悪ですか、よくなればいいのですけれども、悪いほうへ、悪いほうへ行く。目に見えてわかる。これ決定されてからでは遅いのです。決定されたら決定されたで、そのことを話するのやめたいと思うのですけれども、やはり市民の命と安全を守るためにやっていただきたいと思っております。

まとめに入ります。ちょっと時間あるけれども。臨時国会も始まり、国会でも取り上げられている子供の貧困対策、学校給食費の無料化だとか高校生の通学、下宿代助成、そして介護保険の今お話ししました改悪を市民への影響を回避するためにも、自治体として佐渡市から国に対してしっかりと意見をきちっと言う、そしてあしたから県知事選挙が始まります。新潟県にもきちんと言うと提案をさせていただきました。私の提案が確実に実施、実現するように12月議会にもまたお会いしましょう。よろしいでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広瀬大海君の一般質問を許します。

広瀬大海君。

〔4番 広瀬大海君登壇〕

○4番（広瀬大海君） こんにちは。新生クラブの広瀬です。これより通告に従い質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議員になりまして初めての一般質問でございますので、質問に入る前に議員になって感じたことをお話しさせていただきたいと思っております。これは後の質問にも関連する内容となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。まず、議会や議員の皆さんについてです。さまざまな方から議員は何をやっているのかわからない、そのような声を耳にすることがあります。私は、東京で数千人規模の一部上場の企業や上場したネットベンチャーでも働いた経験があります。そして、私自身佐渡で起業を経験したり、佐渡の経済を牽引する多くの優秀な方々とお会いしておりますので、仕事において優秀な方とはどういった方なのかということは理解しているつもりです。議員として新人で年齢的にも若い私が言うのも失礼かもしれませんが、先輩議員の多くは物事の本質を捉える物の考え方をされる優秀な方ばかりだなというのが私の率直な印象です。

市民の目から議員の本来の姿が見えづらいのですが、こういうときは大体仕組みに問題があります。例えば議長や委員長を決める際に自らの思いや考えを述べる場がなく、政局で物事が決定される仕組みになっていること。これは市長を含め執行部側に関連することでございますが、執行部が議会で説明する際に提出される資料の準備の悪さでとても無意味な時間を過ごすことになること。こちらに関しては、詳しく突っ込まなければ資料を出したくないという気持ちがあるのかもしれませんが、よい情報も悪い情報もできるだけオープンにし、市民にとって何が一番有意義なのかを判断できるようにしてほしいです。そして、私たち議員に渡される資料の量の多さ、ペーパーレスを目指すこの世の中で尋常ではない資料がいつも配付されます。このように議会の仕組みについて疑問に思うことが多くありますが、これに関しては現在全国の市の半分が制定しており、佐渡市議会でも制定を検討しています議会基本条例の中で解決していきたいと思っております。議員は何をやっているのかわからないという意見に対しても、定例会ごとにさまざまな地域に伺い、議会として市政報告会を開催するという内容が議会基本条例の中に掲載される方向になるかと思っておりますので、少しずつ議員の活動内容や佐渡市政の内容が見える化し、佐渡市民の方に佐渡市が何をやっているのか、今後何をやろうとしているのかを知っていただける仕組みになっていくのではないかと考えております。

次に、佐渡市政全体のこととなります。議員になってから思うことは、議員になる前の私自身も含めてですが、一般市民は佐渡市政の現状を理解している方が少ないなという印象を持ちました。例えば佐渡市の財政についてですが、佐渡市は夕張市みたいに破綻すると多くの方に言われますが、財政の健全化を図る実質公債費比率や将来負担比率という数字は県内20市の中でも12番目と15番目の順位にあり、かつ将来の税収や地方交付金の減少を見据えて対応しています。行政運営が将来にわたり全く問題ないとまでは言

えませんが、堅実な財政運営を行っていることがわかります。一部の職員が不祥事を起こしたりはしてありますが、優秀な職員が今の、将来の佐渡を考えて行動していることは佐渡市民にとって救いであると思っております。

新庁舎建設についても同様で、財政が厳しい中で新庁舎は要らない、庁舎にお金をかけるなら子育てや福祉にお金をかけてほしい、職員のための庁舎は要らないという声を聞きますが、ちょっと論点が違うのかなというふうにも思います。私の感覚では、一般的に政治や行政に詳しいと思われている方も含め、ほとんどの市民は佐渡市がやっていること、やろうとしていることの詳細を知らないと思います。しかし、これは市民が悪いわけではなく、市長や私たち議員が市民に近づこうという努力が足りなかった結果なのだと思います。やはり政治、行政と市民をつなぐためにも、先ほどお話ししましたとおり、議会基本条例を早急に制定し、議会が中心となり、市民に直接説明をする議会報告会を開催することや、庁舎内で市民と行政が気軽に交流できるコミュニティスペースの設置などの仕組みづくりが必要なのだと議員になってより強く思うようになりました。少しずつではありますが、本当に佐渡市民のためになる佐渡市政を市長を含め執行部と議会、そして市民とともにつくっていきたいと思っております。

それでは、質問に入りたいと思います。佐渡にはさまざまな難しい課題があります。産業の衰退、それに伴った少子化、高齢化、人口減少、一刻も早く解決していかなければならない課題ばかりかと思えます。そのような中、誰もが知っている東京の有名な民間企業で社長まで上り詰めたノウハウを佐渡市政で発揮してもらいたいという市民の期待から三浦市長が誕生したと思っております。そして、経験の差はあれど東京で培った経験を佐渡で生かしたいという私の思いと一致しておりますので、私自身三浦市長にとっても期待しております。これから質問させていただく内容についても期待に沿った答弁をお願いしたいと思っております。

まず初めに、佐渡への観光客誘客への質問です。1つ目は佐渡観光全体の認識、2つ目は全国でも珍しいぐらい種類が豊富である佐渡の温泉のPR方法について、3つ目は今後ジェットfoilが製造できなくなる可能性についてお聞きしたいと思います。まず、1つ目の佐渡観光全体の認識についてご質問いたします。佐渡の観光客は平成3年、1991年の年間121万人をピークに減少を続け、今では半分以下になってしまいましたと佐渡の観光を語る際によく使われますが、佐渡の観光客の推移を分析したところ、昭和42年、佐渡航路初のカーフェリーさど丸が運航開始したことにより、観光客が大幅にふえ始めました。そして、ジェットfoil、大型カーフェリー就航、関越自動車道が全線開通、そして平成3年、上越新幹線が東京駅に乗り入れを果たしました。さまざまな交通インフラが整備されるに応じて観光客がふえていき、上越新幹線が東京駅乗り入れを果たした平成3年を最後に佐渡に向かう大きな交通インフラ整備が終わり、過去最高の121万人の観光客を迎えました。その後全国の他県、他地域の交通インフラが整備されるにつれて観光客が減少していき、現在に至っております。店舗運営のセオリーに立地8割という言葉があります。交通インフラがよい立地にお店を建てれば、お客様はおのずと来てくれるという意味です。もちろん観光業界も同様で、交通インフラの整備状況に応じて佐渡に来ていただける方の人数が増減しております。

佐渡の観光客はピークの約半分に落ち込みましたが、全国には半分どころか3分の1程度に観光客が減少している地域も多くあります。しかも、佐渡市民のほとんどの方が知らないと思いますが、この新潟県

内にも3分の1に減少した地域もございます。しかし、その地域の観光におけるさまざまな情報を見ても観光客が大幅に減少しているなどというメディアからの情報はなく、行政資料の中からもそのような表現は見受けられません。翻って、佐渡の観光に関して見てみると、テレビの特集や新聞の1面にも掲載されるほどさまざまなメディアで佐渡の観光客は121万人をピークとし、現在は約半分のという文章が必ず入れられますし、佐渡市の行政側も佐渡の観光についての資料の中には必ずこの文章が入れています。佐渡の観光の現場に携わったことのある者として、佐渡の観光が全国の有名な観光地と比べると劣っている部分があることは認識しています。しかし、必要以上に佐渡の観光はだめだと言い過ぎて、佐渡の方や佐渡にゆかりのある方々自らが佐渡のブランドイメージを落とし、佐渡全体にさまざまな悪影響を及ぼしているということに早く気づくべきだと思います。これについて佐渡市として佐渡観光の現状をどのように分析しているのかということ、佐渡市自らが佐渡のブランドイメージを損ねているのではないかということについて三浦市長の見解を教えてくださいたいと思います。そして、先ほどから申しております佐渡の観光は121万人をピークとして現在は半分のという文章を他の自治体と同じように使用しないようお約束いただきたいと思います。

2つ目は、豊富な泉質と多くの数がある佐渡の温泉PR不足に対する提案についてです。さまざまな調査から、旅行する際には温泉に入りたい方がとても多いという結果が出ています。自らに置きかえた場合でも、家族や仲間と旅行に行く際は必ず温泉の2文字が頭の中に浮かんできますし、東京や政令指定都市のような都会以外に宿泊する場合は、必ずと言ってよいほど温泉がある宿に宿泊していました。それくらい旅行、観光イコール温泉というイメージを私自身も持っていますし、日本人の多くの方々も同様にお持ちだと思います。しかし、以前私が勤めていた佐渡のホテルで観光客の方からこのホテルは温泉なのですかと何度も聞かれました。以前に佐渡地域振興局が佐渡島外の方に調査した結果からも、離島である佐渡には温泉がないと思っている方が多いということがわかります。そして、日本人のみならず外国人の方々も温泉に興味を持っているという調査結果も多くありますので、これからふやしていかなければならないインバウンドにとっても温泉は必要なコンテンツだと思っています。

佐渡は、日本に全9種類あると言われている温泉の種類のうち5種類の温泉があるととても珍しい地域なのです。佐渡ジオパーク、地質の専門家が調査した中にも佐渡は地層的に特徴がありますが、先ほど言いましたとおり、佐渡の温泉のPRが全くされていません。例えば佐渡の観光パンフレットに温泉のコンテンツもありませんし、大手の旅行サイトの佐渡の地図上にも温泉マークがないところもあります。先日長岡に行きましたが、長岡駅で新潟県内の温泉を紹介しているポップがありましたが、佐渡の温泉が一つも紹介されていませんでした。このように佐渡の温泉をきちんとPRしていないため、そもそも佐渡には温泉がないと思われている方がとても多いことが佐渡の誘客を落としている原因の一つだと思っています。

しかし、各宿泊施設や市が持っている個別の温泉名をもっとPRしても、なかなか佐渡島外の方に知っていただけないのが現実のところだと思います。そのような中、全国には幾つかの温泉を取りまとめ、何々温泉郷と名づけてPRしているところが数多くあります。新潟県内でも岩室温泉郷、五頭温泉郷、えちごせきかわ温泉郷、妙高高原温泉郷、湯之谷温泉郷があります。どの温泉も一つ一つの温泉名は聞いたことのないところばかりですが、温泉郷として協議会を立ち上げ、PRすることでブランド価値が上がり、観光客の誘客にもつながっていると思われます。そこで、佐渡もこのような地域と同じように幾つかの温

泉を束ねた温泉郷をつくり、佐渡金銀山、トキに次ぐ佐渡観光の大きなコンテンツの一つとしてPRしていただきたいと思っております。具体的には、相川地区の温泉を佐渡金山がある地表から湧き出ている温泉ということで佐渡金山温泉郷、両津地区の温泉は特別天然記念物のトキが羽を休めたと言われている温泉を含め佐渡トキ温泉郷と名づけ、大々的にPRしていただきたいと思っております。既に温泉をお持ちの幾つかの宿泊施設には了解を得ておりますので、今後協議会を立ち上げ、温泉郷設立に向けて話を進めていただきたいと思っております。特に佐渡金山温泉郷は世界遺産登録に向けて応援したいという思いもございますので、早急に対応していただきたいと思っております。

3つ目は、昨年10月、乗り物関係のメディアにて今後ジェットfoilをつくるのが難しくなる可能性があるとの報道がありましたが、佐渡市の見解をお聞かせいただきたいと思っております。ジェットfoilの製造メーカーである川崎重工業に問い合わせたところ、最後のジェットfoil製造から20年以上もたっており、川崎重工業だけでなく、部品メーカーの技術者のリタイアや時間の経過によってコストも上昇しているということで、今年度にジェットfoilの製造結果がされないと、今後はジェットfoilをつくれないと教えていただきました。1隻だけだと割高になるので、佐渡汽船と東京の東海汽船で2台製造するのはどうかと検討していたそうですが、両社ともに断念されたと聞いております。1979年にぎんが、1989年につばさ、1991年にすいせいが就航しておりますが、佐渡汽船側とジェットfoilについての協議は行っているのでしょうか。また、3隻のうち1隻でも故障してしまった場合の際にはどのような対応を想定されているのでしょうか。佐渡市としての見解を教えてください。

2つ目に、三浦市長の考え方について。1つ目が佐渡の一番の課題は何と認識しているのか、そしてその課題をどのように解決しようと思っているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目に、佐渡市長としての4年間で一番やりたいことは何か。

3つ目として、これからの佐渡の方針、ビジョンについてお聞かせいただきたいと思っております。

そして最後に、新庁舎建設について。選挙前の公約の内容についてをお聞かせいただきたいと思っております。

その後、選挙後の方針の内容についてもお聞かせいただきたいと思っております。

そして最後に、9月3日付の地元紙の報道内容についてを質問したいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） 広瀬大海君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） では、広瀬議員の一般質問に対してお答えさせていただきます。

まず、観光客の誘客についてです。交通インフラ整備による観光への影響はあるものと考えます。現に昨年度は直江津航路のあかね就航、北陸新幹線開通により、主に関西圏からの利用者がふえましたが、反面首都圏からは富山、石川へのアクセス向上による新潟航路利用者は減少いたしました。また、観光客数について入り込み数だけではなく、現在の旅行の形態を見ますと、佐渡での滞在日数がふえていることも事実であります。従来からの観光入り込み数は、観光客の誘客の一面的なものであると考えています。これ以外にも延べ宿泊数、旅行消費額、満足度、リピート率などさまざまなデータが存在します。これらの数字が示す内容をしっかりと分析し、トータルで提示していくことで観光客の誘致につなげることが今後

必要であると考えております。

また、佐渡には公共の温泉を含め16の温泉があります。主に源泉の違いによって分けられております。温泉の種類もさまざま、ある温泉ソムリエの調査では、現在日本の温泉で湧き出ているほとんどの泉質が佐渡で体験できるというコメントをいただいたこともございます。このような温泉をたくさん有していますが、個々の温泉でPRをしているというのが現実の状況でございます。アドバイスいただきました温泉郷として売り出すためには、ある程度のエリアでの関連性の創出、関係者同士の合意形成が不可欠だと思いますので、今後それぞれの関係者の意見を聞きながら、どのようにしたら効果的なPRを打ち出していけるかについても検討していきたいと考えております。

ジェットフォイルの建造につきましては、議員ご指摘のとおりここ20年ほど新船建造がなく、ライセンス生産を行っている川崎重工業の技術継承の問題も生じております。国内で就航しているジェットフォイルは更新の時期を迎えていることから、国では新船建造のスキームを整備して、航路事業者への支援を進めております。佐渡汽船についても所有する3隻はいずれも老朽化によるメンテナンス費用の増大、今後の部品調達が懸念されることから、他の離島航路事業者とともに国のスキームを利用した建造を検討しておりますが、現時点でまだその最終決断には至っていない状況であります。佐渡汽船所有の3隻のジェットフォイルについて、3隻のうち1隻が故障した場合、残り2隻での運航となりますが、現ダイヤにつきましては繁忙期やチャーターを除き2隻で運航可能なダイヤとなっております。また、ジェットフォイルドックが佐渡汽船新潟ターミナルの対岸にあり、故障した場合においても素早い修理は可能となっております。

次に、私自身の考え方についてお答えいたします。佐渡の抱える一番の課題は人口減少、高齢化等の人口問題、人口減少が大きな影響を与える地場産業の衰退であると認識しております。特に若者の減少は人口減少の加速化に直結するだけでなく、労働力の低下、地域のにぎわいの創出、経済面、地域活動の面でも大きな影響が懸念されます。そのためにも地場産業の拡大による雇用の受け皿を確保しながら、市の事業、運営コスト等は可能な限り島内での循環を進めるなど、お金を生む内需の喚起などの取り組みから経済の再生を図り、若者の定着を進めていきたいと考えております。

今後の方針につきましては、行財政改革、地場産業の育成、観光地域づくり、世代間バランスの是正を柱とし、持続可能な循環型経済の推進により佐渡の活性化を図る将来ビジョンの見直しを進めており、来年度の具体的な施策とあわせて職員と一丸となつてつくり上げているところでございます。

新庁舎建設につきましては、選挙前のパンフレット等において新庁舎に関することは載せていません。選挙期間中の街頭演説等で事業費が高過ぎる庁舎建設の見直しが必要であるとは訴えていたものです。これまで数年かけ議会と協議を重ねてきた市の計画であることから、その計画について工事費を削りながら新庁舎を建設するとともに、現庁舎は改修せずに解体することでランニングコストを削減しようという見直し案、いわゆるB案を提案し、8月2回の議員全員協議会において説明を重ねてまいりましたが、パブリックコメント開催も含め実施に至りませんでした。現在の庁舎の長寿命化や可能な限り使い切ろうというご意見も大半を占めておりました。これを踏まえた上で庁舎等のあり方について再検討させていただき、現在の庁舎を35年ほど使うということであれば、当初計画の20年後ではなく、もっと長いスパンでの将来的な人口、職員数に合わせた庁舎の規模、住民サービスのあり方等についてもベースから再検討する必要

があると判断し、今回建設を取りやめ、後年改めて再度全体計画を立てることとしたものでございます。

また、地方紙の報道した内容については、その当該新聞社にお尋ねいただきたいと思います。今後この庁舎建設取りやめにつきましては市民に向けた説明会を開催し、丁寧にご理解を求め、作業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） まず、1つ目の佐渡観光全体の認識についてというところでございますが、先ほど私が申し上げましたとおり、佐渡の観光は121万人をというような表現を先ほど他の地域というふうに言いましたけれども、具体的には湯沢というところでございます。先方の観光客はピークで1,200万人というところが、現在約400万人程度ということで、3分の1程度に観光客が減少されております。しかし、先ほど私のほうから説明させていただきましたとおり、行政の資料等を見ましてもそのような記述というのがほとんどございませぬ。ほとんどというのは、データを出すとき、説明する際にそのような表現というのはございますが、基本的にはそのような表現というのを使っておりませぬ。多分これに関しましては市長のほうで検討いただいて、そういった表現はわざわざ使うのはやめようと、ほかの自治体でもそういうふうになっているよというふうに示していただければ同じような形になるかというふうに思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 佐渡でいえば120万を超えていた当時の入り込みの数字、これも実態としては残っております。ただし、当時と現在でも入り込み数そのものの調査方法も変わってきております。一概に比較できる数字同士ではないと考えておりますので、トータルの佐渡の観光に関するデータ、お知らせする分析項目については、改めてまとめたものを今後統一的な形で年度、年度を比較対照できるような新たな考え方を持っていきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 今お話しされたように、観光客の入り込みについての数字の根拠みたいなのが本当にこれでいいのかというお話かと思うのですが、それであれば逆にというか、このような表現というのを使わないほうが今市長がおっしゃられたお話と整合性がとれるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 基本的に今後もろもろのデータの重ね方で表現方法は変えていくべきだと思います。それを踏まえて今後一定期間においてはそのデータ比較のもとで説明するべきだと思います。ただ、その一方でピークで120万人を超えていたとかいう数字そのものを表示しなくても、これまでのずっと一連の流れの中での情報としては残ってしまいます。そこのところは、あくまでもその情報がそのまま当分の間

は積み残る部分は覚悟せざるを得ません。その上で佐渡としての観光誘客の分析はこういうふうにならなっていますのでということであれして、そちらのほうを今後の一つの基本ルールという形で何年かかけて持っていくというのが一番の方法かと思えます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） ということであれば、積極的にはあえてわざわざ使わないというような方向であるということでお間違いございませんでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） データ集積の方法を今後スタンスも変えて分析していくということでありますから、あえて数十年前の数字を前面に押し出すということはほとんどなくなるのではないかと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） それでは、そのようにお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、温泉のPRについてということでございます。先ほど私の提案では、相川地区の温泉を佐渡金山温泉郷、両津地区の温泉を佐渡トキ温泉郷というふうに一まとめにしてPRをしていただきたいということですが、私が受け取ったのは、そういった方向で検討しますというお話のように聞こえたのですけれども、それで間違いはございませんでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 詳細についてはまた担当課のほうからも説明できると思いますが、温泉郷とかそういう大きなグループとしてPRも含めて打ち出すためには、その事前の地元のそれぞれの事業者等との確認、方向性、その企画、計画の仕方等々の打ち合わせをしっかりと上でなければこれは実現できないことだと思っておりますので、今軽々にその方向でということ答弁させていただいたものではございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） ということは、各宿泊施設と申しますか、温泉をお持ちの施設がまとめてそのような方向性でいいですよということであれば、市としては進めていけるというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 温泉関係者とお話し合いをしまして、温泉郷がいいということであれば、そのような方向で我々のほうも、我々ができるのはPRとかそういったことになるかと思っておりますので、直接市のほうでかかわるということはできませんので、その方向がいいということであれば、PR等ということで支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） ありがとうございます。私のほうでは、そういうふうに関元の方々がまとまれば前向きに検討いただけるというふうに関認識させていただきました。

続きまして、ジェットフォイルの製造についてということでございます。先ほど国のほうとも協議をされているというふうに関伺いましたけれども、そちらの詳細をお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

本間交通政策課長。

○交通政策課長（本間 聡君） ジェットフォイルの建造につきましては、今佐渡汽船内部で検討しておりまして、国との共同作業ということではなくて、国のスキームを使って建造、いわゆる国の融資のほうを使って建造するというところで今検討しているということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 国のスキームを使ってということですね。国のスキームを使って佐渡汽船さんと協議をされているということですのでよろしいでしょうか。そちらの内容を教えてくださいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

本間交通政策課長。

○交通政策課長（本間 聡君） この春、5月から佐渡汽船から依頼がございまして、私ども市と県及び国のほうと、国はオブザーバーとしての参加という形になりますけれども、事務レベルでの協議を行っております。その段階で佐渡汽船としてはジェットフォイルの建造も視野に入れているのですが、さまざまな理由によって国のスキームが使えるかどうかまだ確定できない、あるいは資金の調達の部分でまだ確固とした確認ができないということで、今のところは検討段階であるということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 今検討されているということでわかりました。今香港・マカオ間に大体50キロぐらいの大きな橋を建設しているそうです。今までは、今まではって今もそうなのかもしれませんが、できるまでそうなのかもしれませんが、香港・マカオ間それこそジェットフォイルが就航しておりまして、現在13隻が就航しているというふうに関聞いております。中には1970年代のジェットフォイルのほうも現役で走っているというふうに関聞いております。そんな中、佐渡汽船の知り合いの方にお聞きをしましたところ、ジェットフォイルに関してはそんなに大きく故障するようなことというのは少ないというふうに関聞いておりますけれども、ただやはり老朽化しているという中で故障する可能性もあるというふうに関思います。そうなるから検討というふうになると、もちろん新しく事前につくるという話になればいいと思うのですが、それが難しいとなった場合はそういったところも検討するということも事前にしていかなければいけないというふうに関思っておりますけれども、先ほど5月に市と県と佐渡汽船さんと協議の中でそのようなお話というのはございましたでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

本間交通政策課長。

○交通政策課長（本間 聡君） 5月からの佐渡汽船との協議の中では、佐渡汽船は現在3隻所有、ぎんがが建造から36年、つばさ、すいせいにつきましては27年を超える年度がかかっていると。ジェットフォイルの寿命自体は大体40年から50年ということが言われております。しかしながら、部品、例えばジェットフォイルの羽根の部分とか、そういう部分で寿命が変わってきております。そして、先ほど市長が申し上げたとおり、メンテナンス、製造を行っております川崎重工業の技術継承の問題あるいは部品調達、これが現在はストックしてありますけれども、これがだんだん困難になってくるという懸念もありますので、佐渡汽船は新船建造を現在検討しているということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 検討しているのはもちろんいいとは思っておりますけれども、先ほども申しましたように、川崎重工業さんのほうで今年度中に判断をしていただきたいというふうに担当者の方は言っておりますが、それについての方向性というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

本間交通政策課長。

○交通政策課長（本間 聡君） 今の件に関しても事務協議の段階で佐渡汽船から説明がございました。川崎重工業でもその懸念はあるけれども、ここ一、二年は大丈夫ではないかと。佐渡汽船のほうもここ数年の間に新船建造の結論を出したいということで今検討しているということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 先ほどもお話ししましたがけれども、新しくつくるとなればまたそこから40年、50年という形で使うことができると思いますけれども、やはり多額の、数十億円の建造費用がかかるというふうにも聞いておりますので、新しくつくらないとなった際には、先ほど言いました香港・マカオ間のものも使えるのかどうかということも含めて検討していただきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

それでは続きまして、三浦市長の考え方についてということで改めてご質問させていただきます。先ほど項目に関しましては質問させていただきましたけれども、そちらの意図というところを含めまして説明したいと思っております。私自身は、選挙期間中自分の選挙のことで精いっぱいでしたので、選挙戦における三浦市長の考えや政策を深く知ることも、そういった時間ありませんでした。そのような中で選挙期間前、選挙期間中に三浦市長の政策を知ることができたのは、選挙パンフレット、選挙公報、市長自らが投稿したSNSや公開討論会、新聞、テレビ等ということでございました。しかし、各種メディアでは前市長との政策の違いがわからないと報じておりましたし、正直一市民として同じようにも感じておりました。選挙後に三浦市長の具体的な政策、ビジョン、佐渡をどうしていきたいのかという佐渡のリーダーとしての考え方が発表されるかと期待しておったのですが、6月に迎えた定例会の中で発表された所信表明でも、今までの新庁舎建設のやりとりしている中でも、佐渡に対する方向性というのはお聞きできなかったというふうに思っております。

そのような中、私だけではなく佐渡をよくしたいと思っている多くの佐渡市民が三浦基裕という人間がどのような考え、方向性、政策を持ち、これからの佐渡をどこにリードしようとしているのかというのがわからず、正直混乱しているようにも思われます。三浦市長は今までもさまざまな部署や企業、組織の長をやられてきたかと思いますが、誰かの部下のときに物事を判断する際には、上司や社長の判断基準を参考にしていたかと思いますが、上司や組織の長になれば、部下は上司の判断基準を参考にするのだと思います。なぜそうするかというと、上司と部下の考えが余りにもかけ離れてしまいますとお互いの意見が交わらず、対立が大きくなり、仕事が進まなくなるからです。私は議員ですので、三浦市長と上司、部下の上下関係があるわけではありませんが、私たち議員や市の職員が三浦市長の具体的な考え方を知ることによって、佐渡市民にとって有意義な議論や提案ができると思っています。その中で3つ質問をさせていただきましたが、その回答としまして幾つかありましたので、どれが一番やりたい、佐渡をこういった形に導いていきたいというビジョンなのかというのがいま一つわからないところがありましたので、いま一度ご説明していただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 先ほど答弁させていただいた中身のとおりであります。1つ誤解しないでいただきたいのは、私に限らず前市長、前々市長、議員の皆様方も含めて、現状佐渡が抱えている課題、今後解消していかなければいけない懸案項目等々について、これは誰が見ても確実にここは克服していかなければいけない、ここは解消していかなければいけないというものは、その大きなテーマは変わらないと私は思っております。これは選挙のときも言わせていただきました。佐渡で解消して、これから克服していかなければいけないものは、これは誰が見ても明らかなものが大きな項目として存在します。その中のそれに向かってどれをまず優先順位をつけて、どんな手法をとるかということが大事なのであって、いわゆる何をしなければいけないという目標項目については、基本的にどなたが見ても必要だと感じるものは同じだと思っております。その優先順位のつけ方等々について、そこをどのようにして持っていくか、そこをどういうふうな具体策でまず第一歩を踏み出すか、そこが一番大事なことでありまして、そのためにはここまで今右肩下りの状況が長年続いている島でありますから、これに対して少なくともこれから長期的なスパンも含めたぶれない、しっかりとした今後のそれぞれの打開策へ向けたルールづくりをどうやって市民の皆さんも含めて一緒になってつくって、それに向かってぶれることなく進んでいける環境をつくるかということが一番大事だと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 三浦市長のおっしゃるとおりだというふうに思います。まずは何を優先順位をつけて、何から始めていくのかというのを決めるところがまず必要だと思いますが、三浦市長の優先順位の一番のところというのは何なのかというのをお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） これは、結構一番大きい課題としては連動している部分があると思います。人口減

少、高齢化につきましても、これは根っこには雇用の場の確保がなかなか難しくなってきたこの状況、地場産業の衰退も含めた産業の今の問題点等々、これ全部絡んでくると思います。きれいな夢物語を言うわけにもいきませんので、はっきり言わせていただければ、どなたでもおわかりだと思いますが、これから例えば5年、10年先まだまだ人口は確実に減る状況は今の高齢化率を見てもわかると思います。その減っていく中、例えば現状より1万人あるいは1万人以上減って4万5,000人程度になる中で、どれだけその残された人口の中の世代バランスをどこまで修正できているか、そこへ向かうのが一番必要なことだと思います。それが一気に解消できる問題でなく、これはあくまでも10年サイクル、20年サイクルの中でその世代バランスの是正へ向けて何をすべきか。そのためには、1つは地場産業の再生へ向けて、そこにある程度重点的に財源を投入して雇用の受け皿を創出するとか、そういう部分のちゃんとした、きっちり段階、ステップを踏んだそっちへ向けての長期計画をつくるということがこの島には一番大事なことだと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 佐渡市にとってどういった人材が必要なのかというのももちろん1つあると思います。それと同じように、それ以上に若い人がどういった仕事をしたいのかというところが多分重要になっていくかなというふうに思います。先ほど言いましたように、佐渡市としてこういった人材が欲しいなというところでいいますと、先ほど市長がおっしゃられた地場産業、特に農林水産業というようなところかなというふうに思います。それ以外にも人不足とずっと言われておりますが、医療、介護といった部分かなというふうに思います。もちろんそういった仕事をしたいという若者がいることが佐渡にとってとてもありがたいことだというふうに思いますが、翻って今の若い人が例えば学校を卒業してどんな産業についているのかといったところを私のほうで調査したところ、やっぱりこれからもどんどん、どんどん産業として大きくなっていく情報サービス産業というところがございます。私キャリア教育について力を入れているいろいろやってきたのですけれども、その中で特に高校生に将来どんな仕事をしたいのかという、もちろん一人一人ばらばらではあるのですけれども、情報サービス産業に従事したいという若者の声もやっぱりふえてきているというのが私の実感でもございます。ただ、情報産業に関しましては、IT企業を誘致しようといってもなかなか難しいところだと思いますが、これからの若い人たちにとって、そういった産業で働くかどうかは別としても、そういったITの知識とかというのをやっぱり身につける必要というのがあると思います。最終的に佐渡で働くにせよ、佐渡以外で働くにせよ、そういった知識を持っている、持っていないというのは今後の自立した生活を送れるかどうかの大きなポイントの一つになるかなというふうに思っておりますが、そういったところに教育投資をしていく、あとは学生だけではなくて、例えば若くて佐渡に住んでいるような、そういった青年たちにそういった教育をしていくといったところはお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） IT関連の教育というご指摘ですが、これは例えば学校、中学、高校のときからのカリキュラムとしてしていくという部分の方法論も1つはあるでしょうし、もう一つは別途学校教育とは

別な部分でのそのIT系の勉強をしていただく機会をふやすということと両面あると思います。ただ、基本的に若者はIT志向が強いのは重々わかっておりますが、IT教育等々については本当に実のなる、それでちゃんと生活の糧として生きていけるだけの教育知識を習得するのは、強制的に何がしかの環境を設定してあげてやってもらうということではなく、本人の中の自主的な部分でのその技術の習得、磨き、ブラッシュアップというものが本当の最終的な佐渡で例えば起業して生きていく上でも大事な部分だと思います。一概にただ教育すればいいというだけのものとも考えておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 情報サービス産業、ITの知識というところも、それに従事するというのも一つの方法だとは思いますが、もう既にふだんの仕事においてITを活用するということに関してはどこの企業もやっているというところでもあります。もちろん佐渡市の庁舎内でも活用しているかと思うのですが、どうしても活用するといってもやっぱり活用のレベルというか、そこによって生産性の違いというのが大きく変わってきます。ですので、佐渡で雇用をふやすというふうを考える際には、先ほどの農業とかそういったところもそうですし、医療、介護に関しましてもどんどん、どんどんITというのが職場の中に導入されていくと思うのですが、先ほど申しましたようにそれを自分でつくるというだけではなくて、それを活用するというスキルというのが必要になってくるかと思います。先ほど言いましたように市長が雇用をふやしていきたいと、特に若者の雇用をふやしていきたいというふう考えたときに、何かしらの行政のサポートというのは必要になってくるかと思いますが、それについての見解をお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） それは1次産業、地場産業のみにかかわらず、現状もクラウドソーシング等々の講習会も開いたり、いろんな可能性として、いわゆる昔のような大きな工場を引っ張ってくるとか、そういう時代はもう今後あり得ないと思いますが、IT関連、情報関連、プログラム開発関連等につきましては地域、場所どこに限らず、地域の有利、不利なく対応しようと思えばちゃんと事業として成り立つ分野であると思います。その辺についての起業支援等々、事業の行政としても一体となつてのサポート体制というものはしっかり一緒になってつくっていかねばいけないと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） それでは、その起業支援についてまた改めて後ほど質問させていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の新庁舎建設についてお伺いします。本当はこの議論については余り時間をとりたくなかったというのが私の本音でございます。先ほどからお話しさせていただいておりますが、佐渡は深刻な課題というのを多く抱えておりますので、佐渡のさまざまな産業の発展のためですとか、佐渡に住む市民生活のための議論というのを本当はしたかったというのがございますが、私はこの質問に時間をとらざるを得ないというのは本望ではないというのを事前にお伝えしたいというふうに思っております。

先ほど市長のほうからも公約か公約ではないかといったところの回答をいただきましたけれども、改めて詳細の質問をさせていただきたいというふうに思っております。まず、三浦市長が新庁舎建設について、情報を整理する必要があると思ひまして、選挙期間中の政策、公約について確認をしてみました。昨年11月に佐渡市長選挙に出馬されるという報道から選挙パンフレット、選挙公報、市長自らが投稿したSNSや公開討論会、地元紙を改めて全てチェックさせていただきました。先ほども言いましたように、前市長との政策の違いがわかりづらいというような記事が多くありましたけれども、地元紙で公示後の2回ともに簡単に一文で新庁舎に関して検証するというふうには書いてございました。先ほども市長のほうからもありましたけれども、多分選挙期間中の演説の中でそういったお話をされたのかなというふうには思いますが、それであれば選挙パンフレットや選挙公報、フェイスブックはちょっとあれですけども、公開討論会等で新庁舎建設の是非について触れられなかったのかというのをとても疑問に感じております。この結果から、多分市長に投票された方は新庁舎建設についての是非というのに対して投票されたのではなくて、不祥事のない佐渡市政にしてもらいたいですか、民間で培った能力を佐渡市政で生かしてほしいというような思いで投票しているのかなというふうに思われます。先ほど言いましたように、これほど大きな新庁舎建設についての是非についてこのような形にしたいと、検討したいということであれば、やはり全戸配布される選挙公報にてきちんと公約にするべきだというふうに思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 庁舎問題について街頭演説では話させていただきました。それは、全て3月の定例議会を踏まえた中で新庁舎関連計画のほぼ全貌を私のほうで把握できた上での検討課題として持ち上げさせていただいたわけございまして、パンフレット等、昨年の中末等の中では本庁以外の支所、行政サービスセンターで計60億円以上のお金もかかっている等々の件についてもまだ私のほうでも把握できておりません。その中で、把握できた中で選挙期間中に入って街頭演説で話させていただいたということございまして。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） それであれば、3月議会で決定されたことについては選挙公報に書けなくても、誰も見られる例えばフェイスブックですとか、それこそチラシとかというのはもしかしたら間に合わなかったかもしれませんが、より多くの方にその考えを知っていただくという努力というのが必要だったかというふうに思いますが、その件についていかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） それは、選挙活動の中での考え方の個々の問題であると思ひます。私としましては、あの選挙告示されて以降の選挙期間中に入りましたので、その期間においてはあくまでも日々の街頭演説の中で集まった方々に説明させていただくことが一番のベターな方法と考えてやっただけのことです。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） それでは、選挙後についてをちょっとお話ししたいなというふうに思っております。

三浦市長は、当選後の初の定例会である6月定例会にて発表された所信表明で新庁舎建設について言及されております。所信表明の原稿をそのまま読みますと、これからの発注となる本庁舎建設費については華美な設計となっていないかなど、建設費の削減が可能かを検証しますと三浦市長自らが表明をされております。これから発注となる本庁舎建設費についてということは、本庁舎建設の発注を前提にしていること、華美な設計となっていないかということは、設計内容を検証するという、建設費の削減が可能かということは、建設費の削減を検証してから建設をすることを前提にしていることになります。この所信表明の内容を誰でもわかるように説明しますと、華美な部分がないかを検証してから新庁舎を建設すると、新庁舎を建設し、現庁舎を取り壊す案、俗に言うB案や新庁舎を建てずに現庁舎をお金をかけて整備し、使用するとの案、俗に言うC案を検討するというは所信表明の中でも言われておりませんが、そちらの見解についてお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今議員のご指摘の捉え方は議員の捉え方だと思いますが、あくまでも華美な部分も含めた見直しを行うということもそこでは明言させていただいておりますが、そこで新庁舎を建てる、建てない、どちらの断言もしているものではありません。あくまでも全て検証して見直し作業を行わせていただきたいということで言ったものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 建てる、建てないのことは言っていないというふうにおっしゃいますけれども、これからの発注となる本庁舎建設費についてというふうにおっしゃられておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） これからの発注となる本庁舎建設費と言わせていただいたのは、これから見直しが可能、発注がまだされていない部分での建設費ということで言わせていただいた部分でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） ちょっとそれはなかなか納得ができる説明ではないと思うのですが、もう一度説明をお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） そのときもその前段階で既に支所、行政サービスセンター等で60億円以上の経費を投じている、これらはもう既に工事も完了したり進行しております。その中でこれからの発注となる本庁

舎という言い回しをさせていただいたと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 多分これを質問しても同じような内容になるかというふうに思いますので、これに関しましては市民の方が判断していただければなというふうに思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。新聞報道に関しましては、先ほど市長のほうからもありましたので、それについては飛ばさせていただきたいと思うのですけれども、最後に1つだけ質問したいと思います。

三浦市長は、市民の目線に立った行政の実現、佐渡市民は株主である、ガラス張りの徹底した情報公開、脱トップダウン、風通しのよい職場環境、自由闊達な議論のできる組織、若い世代を取り戻そうと選挙公約で訴えております。選挙公約を全て守れというふうには私も言いませんけれども、残念ながら自らの選挙公約に反するような行動が続いていることに市の職員ですとか議員、多くの市民の方も疑問に感じている方がたくさんいらっしゃいます。そんな中、8月に市民団体から市長に申し入れ書が提出された際にも、市民合意を得ないまま進めてもよいのかというような意見がございました。そして、おとといでございますが、佐渡の若手経済人の代表であり、子育て世代の代表でもあります佐渡青年会議所と佐渡商工会青年部協議会から市長と議長宛てに提出された意見書の中には、市民の声を聞かずにC案を提案することに問題があるのではないか、現庁舎とほぼ同面積である佐和田行政サービスセンターの耐震改修に約5億円がかかっている中で、C案に耐震工事費用が計上されていないのはおかしいのではないか、中には作為的であるというような厳しい意見が出ております。佐渡青年会議所と佐渡商工会青年部協議会は、藤木副市長と猪股庁舎整備主幹から議員に配付された資料を使ってA案とC案についての説明をみっちり1時間伺いまして、その後さらに1時間かけて質疑応答した結果を意見書として作成されております。今回のように多くの市民はきちんと説明すればどうして建設を中止したのか、そしてC案の根拠がわからないと多くの疑問を持つのが普通感覚だと思います。佐渡青年会議所の意見書の内容についてどうお考えかお聞かせください。

そして、今後市民説明会を行うというふうにおっしゃいましたけれども、先ほど言いましたように、きちんと説明するといろいろC案の疑問点があるというふうに思いますので、同じような意見が出る可能性というのはとても高いのかなというふうに思います。そういった場合三浦市長はどのように対応するのかお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今ご指摘の青年会議所からの意見書というものはいただいております。この内容についても読ませていただいております。これも青年会議所という1つの団体から寄せられた意見、市民のグループの意見の一つというふうに真摯に捉えて読ませていただいております。今後の説明会におきましては、極力丁寧に一つ一つの説明を市民の方にさせていただき、昨日この議会の中で決議された内容についてもしっかりとありのまま説明した上で、ちゃんと何カ所も説明会を開催して回る所存でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） それで、こちらもおとといになりますが、佐渡青年会議所のメンバーがこちらの内容、意見書を三浦市長に渡そうということで、当日の朝ではございますが、アポイントを夕方とられました。その際にお伺いしたところ、三浦市長もお二人の副市長も総務課長も会議中で忙しいということで、猪股庁舎整備主幹に来ていただいて、5分程度なのですけれども、お時間いただいて意見書を渡させていただきました。一番初めに議会のほうもやっぱり市民との対話を重視したいと、重視しなければいけないという思いの中で議会基本条例というものを制定し、定例会終了後市民の方と対話をするということをやしていくという方向で今進んでおりますけれども、先ほど申しましたように、これからの佐渡の経済を担う、かつ子育て世代である佐渡青年会議所と佐渡商工会青年部協議会の意見書を5分の時間もとらずに直接受け取らないという姿勢についてどのようにお考えなのでしょうか。先ほども言いましたけれども、市長は市民が株主というふうにおっしゃっています。この2団体はある意味佐渡市の主要株主、将来の筆頭株主となり得る団体かというふうに思いますが、このような対応をとられた市長について見解をお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 直接受け取れなかったのは申しわけないと思います。ちょっと昨日等を含めた議会対応のミーティングにずっと没頭しておりまして、なかなか途中時間をとということが、申しわけありませんが、できませんでした。ただ、青年会議所の今回の意見書の持参以外の場所でも全て私や副市長が直接対応して受け取れない場面もこれまでもございます。申しわけありません。本来は全部とればベターだと思うのですが、そここのところは直接受け取れなかったのは申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 受け取れない場合もあると思います、正直。ただ、それは例えば既に出張が入っているですとか、庁舎内にいないと、かつ市長のみをお願いしているわけではなくて、副市長にもお願いしておりますし、課長にもお願いしております。それなのに課長すら出てきていただけないということに関しては市民への対応というところにとっても疑問を感じます。それに対して見解を教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 私と副市長はミーティング中であれでしたが、今総務課長の件おっしゃったと思うのですが、この件でいいますと、この庁舎問題、内容も含めて一番メインで作業をさせていただいているのが庁舎整備主幹でありますので、庁舎整備主幹が対応するのがベターだと判断した次第でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 後ろからも皆さん言われておりますけれども、それであれば副市長せつかく2人議会で承認させていただいた意味が全くないと思うのです。せつかく市民がこれだけホットな話題に関して

自分たちの意見を上げなければいけないと急いで意見書を出してきたにもかかわらず、それに対する対応というのがこのような対応というのは、同じ政治家としてとても疑問に思います。かつ課長に関しても、先ほど言いましたように最低限課長でも対応できる範囲かと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 直接一番私が受け取るのがベターだと思います。今回副市長でもなく主幹の対応となりました部分につきましては、基本的に私が全部責任を負う立場であります。それについてそこが本当に非礼だった部分があったのであれば、ここでおわび申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） これ以上多分お話ししてもなかなか難しいと思いますので、先ほども申しましたように市民の方が判断していただければなというふうに思っております。

今回庁舎問題に関してなのですけれども、とてもマイナスなイメージが佐渡だけではなく新潟県全体に広がったような気がします。これからの佐渡を生きる若い私たちがわくわくするような佐渡市政というのをつくっていかねばいけないですし、市民と行政がともに歩む、そういったような庁舎づくりというのをしていかねば、これからの佐渡の未来というのはなかなか難しくなっていくのかなというふうに感じております。

そんな中で最後一言だけ言わせていただきます。毎年毎年衰退していく佐渡に対し、何かを変えなければ佐渡がよくなるないと思っただけの行動や発言だということは、私も東京から佐渡を見ていましたので、市長のそのような行動は理解しているつもりでございますし、応援したい気持ちでいっぱいでございます。ただ、東京にいる佐渡出身者の会合に私何度か集まりましたが、佐渡に対する愛情の裏返しであるかわいさ余って憎さ百倍というような発言が多かったのは事実でございます。そのような発言に惑わされずに純粹に佐渡をよくしようというような考え、行動をしてください。せっかく佐渡市長に三浦市長になっていただいたので、マイナスの力ではなく、わくわくするプラスの力を佐渡に還元していただきたいと強く強く願って、質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で広瀬大海君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 3時56分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

室岡啓史君の一般質問を許します。

室岡啓史君。

〔3番 室岡啓史君登壇〕

○3番（室岡啓史君） 皆さん、こんにちは。三度の飯より佐渡が好き、室岡啓史でございます。政風会幹事長、そして何でも提案団として、通告に従い一般質問いたします。

なお、資料のPDFデータは室岡ひろしと佐渡の明るい未来を作る会オフィシャルサイトにアップしておりますので、テレビをごらんの方はぜひとも見てみてください。

佐渡アイランド集落ツーリズム構想の実現に向けて3点質問します。1、毎年3月10日を心の佐渡市民の日（仮称）とする条例制定について提案です。平成29年度中の世界遺産国内推薦獲得への戦略について佐渡市としてどのようなことを考えているか。例えば3月10日を心の佐渡市民の日として、佐渡市民や観光のお客様による佐渡金銀山の魅力の再発見、知識の共有、郷土愛醸成の日の一日としてお客様感謝デーを決行するべきではないかと考えます。

3月10日、さどの日の現状と提案としての現地ガイドつきの公開施設について。佐渡観光協会が観光キャンペーンとして展開する現状についてお教えてください。例えば佐渡博物館、両津郷土博物館等、佐渡市所有の文化施設、全島の温泉施設について無料開放することを実行するべきではないでしょうか。また、佐渡金山、佐渡歴史伝説館、佐渡西三川ゴールドパークといった民間による観光施設についても無料開放もしくは補助施策の実行により、3月10日をお客様感謝デーとするべきではないかと考えます。

佐渡準市民制度の現状についてお聞かせください。準市民という名称を変更するべきではないか、また企業版ふるさと納税の利活用、一社一村運動の提案先として、首都圏佐渡連合会のみならず佐渡準市民の方へも大いにPRするべきだと考えますが、佐渡市の見解をお聞かせください。

佐渡市のビジョンについてですが、就任半年の現在における三浦市政のビジョンをお聞かせください。私は、佐渡アイランド集落ツーリズム構想実現のため、ふるさと見分けというイベントやまち、村歩き、あいぽーと佐渡において集落マーケットを実施してまいりました。詳細は後ほど報告し、議論したく思います。

2つ目、文化財、伝統建築を建築基準法対象外とする条例制定についての提案です。歴史的建造物の保存活用について。鎌倉市は、歴史的建築物の保存活用を促すため、国や県、市が文化財として登録、指定した建築物などを対象に建築基準法の適用を独自に除外する手続を定めた条例案を市議会9月定例会に提出されました。代替的な手法を用いて建築物の安全性を確保し、柔軟に保存活用できるようにすることが目的です。同様の条例は既に京都市や福岡市、埼玉県川越市などで制定され、町屋の保存活用などに生かされております。この状況について佐渡市の見解を問います。

兵庫県篠山市の一般社団法人ノオトについて。7月に会派として兵庫県朝来市、篠山市の行政視察に行っていました。一般社団法人ノオトが朝来市、篠山市、豊岡市といったエリアの数十戸の物件を再生し、城下町ホテルの展開によるまちの活性化、またNPO集落丸山による村の活性化を実現した最先端の事例を目の当たりにしてまいりました。

鹿児島県奄美大島の伝泊について。奄美大島でもこの夏前に伝統的建築物への宿泊体験ができる伝泊という宿泊サービスが開始されました。佐渡市としても佐渡版DMOを構築するべく現在準備中とのことですが、最先端の滞在型観光の事例を学び、佐渡へと生かす実行力が求められております。

3つ目、地産地消、食べ残し減少のための条例制定、運動についての提案です。地域のお酒で乾杯！条例について。全国およそ30から40の自治体で既に施行されております。さらなる地産地消を推進するべく

佐渡市としても実行するべきだと考えます。佐渡市の見解をお聞かせください。

食べ残しを減らそう県民運動、宴会たべきりキャンペーン、長野県について。健康長寿を推進する長野県の県民運動として、宴会たべきりキャンペーンが最近始まっております。消費者庁が推進する食品ロス削減国民運動の取り組みとも非常にマッチする運動です。

残さず食べよう！30・10運動、松本市について。長野県松本市でも市として30・10運動を展開しております。宴会の最初の30分、最後の10分は自分の席で席を立たず周りの人とお話をしながら料理やお酒を楽しもう、それにより食品ロスを削減しようという運動です。各地で食に関する条例制定、運動が盛んになってきております。佐渡市としてあすからでも推進するべき運動だと私は考えますが、見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（岩崎隆寿君） 室岡啓史君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、室岡議員の一般質問にお答えします。

まず、自治体独自の記念日についてですが、住民に故郷への思いを醸成し、地域への愛を育むきっかけとなり、住民の一体感や自治意識につなげる手法として、現在日本27都道府県で制定されております。また、合併や市制施行を記念して記念日を設けている市町村もありますので、他市の状況を確認しながら、本市におきましても記念日の必要性、さらに市民の理解が得られるかどうか等、慎重に見きわめてからさまざまな形で検討、判断させていただきたいと思っております。

世界遺産登録につきましては、国から示された課題を徹底的に分析し、推薦書原案を完璧な形で修正し、来年こそは必ずや国内推薦を受けるよう頑張っております。世界遺産登録のためには市民の皆様からの応援も大変重要ですので、佐渡の価値を周知する活動等についても引き続きしっかりと展開してまいります。佐渡以外へのPRに対しても戦略的な広報手段をもって進めていきたいと考えております。

世界遺産への市民の理解という面では、現在市民や学校を対象とした出前講座等、県と市で担当地区を決めて行っているほか、集落、婦人会、老人会などが要望する佐渡金銀山の現地研修会を行っております。今後もさらに効果的な普及活動を考え、検討してまいります。

準市民制度につきましては、平成20年度から島外の方から定期的な来島や情報発信等で佐渡を応援いただくことを目的に開始し、平成28年8月現在約8,000人の方から登録いただいております。また、本年度から開始した企業版ふるさと納税や佐渡ふるさと島づくり寄附金への応援は、島外在住の準市民や郷土会員のネットワークにより広めていくことが重要であります。そのためにも今後の展開も含め、名称についても制度へのさまざまなご意見等をいただいて、見直しが必要かどうかを検討してまいりたいと思っております。

また、佐渡の集落には自然、町並み、芸能、食などの観光資源が埋もれております。まち、村歩きには既にさどんぼなどの集落に住む人たちが自分の言葉で暮らし、歴史、遊びなどを案内するもののほか、集落を案内するガイドブックも作成されております。佐渡にしかない本物の素材から醸し出される地域空間の価値を、今後もさまざまな形でふるさと見分けなどの活動により発掘された幅広い観光資源をさらにブラッシュアップして活用していくことが必要であると考えております。

次に、歴史的建造物の保存活用についてですが、京都市等の歴史的建造物を多く抱える一部の大都市が建築基準法の適用を除外して改修等ができるよう独自条例を制定しております。佐渡市内にも文化的、歴史的な建物が多く存在しており、今後保存活用の問い合わせ等もふえてくることが想定されます。所有者からの要望状況等も見きわめながら、条例制定の必要について検討していきたいと考えます。

また、空き家を宿泊施設として利用することは活用方法の一つとして有効で、空き家の老朽化防止とあわせ、地域資源として位置づけ、情報発信していこうと考えます。

地域のお酒で乾杯！条例につきましては、新潟県内では上越市、長岡市において同様の条例が制定されており、地域の伝統産業、地域資源を情報発信することにより活性化につなげようとするのが要旨となっております。佐渡市におきましても5つの蔵元を有しており、地酒の販売促進、消費喚起を推進し、観光のイメージアップにつなげる必要があると考えております。今後そのような取り組みの中でどのような手段が有効かを検討してみたいと思います。

飲食店等あるいは宴会での食べ残し、いわゆる食品ロスを減らすことは、焼却されるごみの減量化につながると同時に、生産者や料理人に対する感謝と敬意、そして資源を大切にす気持ちを持つという意味において大変重要なことだと考えております。新潟県でも今年度から食品ロス削減の取り組みとして残さず食べよう！にいがた県民運動を展開し、県民の機運醸成を図ることとしています。佐渡市におきましても消費者協会から食品ロス削減に関するアンケート調査を実施したり、セミナーを開催するなど、市民レベルで食品ロス削減の取り組みが始まっております。このことから消費者協会と連携し、市民や飲食店、ホテル、宿泊施設への普及啓発活動を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） それでは、2回目の質問にまいります。

皆さん、あちらの時計ごらんください。今38分残り残っております。こうやって1秒ずつ減っていくわけですが、こうやっている1秒間に世界では2.28人人口がふえています。そして、8時間では6万5,760人ふえていると。世界的に見ると人口はふえているということが事実としてあります。しかるに、一方佐渡市、ご存じだと思いますが、年間毎年1,000人順調に減っている。つまり1日約3人減っている。つまり8時間で1人減っているという状況です。これは例えばですが、朝出勤して、8時間仕事して帰るころに1人少なくなっているということですので、これはかなり危機的状況だと私は考えます。さりとてこの時計を佐渡市としてゼロにするわけにはいきませんので、明るい未来を皆さんでつくっていきたく思います。ついては、2回目の質問頑張っていきますので、よろしく願います。

それでは、今度は資料2枚お配りしましたが、右上にページ数振ってありますので、そこで説明しながらいろいろと議論していきたいと思います。まず、1ページ目、トキめき新潟県民の日（仮名）の制定とあります。皆さんは都道府県民の日というのをご存じでしょうか。私は、知ったのはことしの6月です。千葉県に住む友人がフェイスブックできょうは千葉県民の日で子供たちがお休みなので、休みをとってディズニーランドに行ってきましたという投稿がありました。平日なので、土日に比べればすいていて、とても楽しい一日、子供も喜んでおりましたというような記事でありました。そのときに私は県民の日って

何だということで衝撃を受けました。それで、それからなじみの女にちょっと、妻のことなのですけども、聞いてみたのですけれども、彼女は横浜市出身でして、横浜開港記念日というのが6月2日であって、そのときも公立の小中学校がお休みなのだよと、ディズニーランドに行ったりして、横浜の友達とディズニーランドでばったり会ったりとかしていたのだという話を聞きまして、そういうことがあるのかと。私は新潟市育ちですので、新潟県民の日も今はないわけです。千葉県に4年間住んでいましたが、学生時代だったので、子供はいないから、学校が休みになるとか、そういうことは特に関係がない、については知らなかったということだったと思います。

それで、ここで提案なのですが、三浦市長、都道府県民の日、今現在21の都県で制定されております。これ新潟県として、例えばですが、トキめき新潟県民の日というふうに制定してはどうかという提案です。例えば1876年4月18日、第2次府県統合により現在の新潟県となった4月18日をトキめき新潟県民の日にする、あるいはトキめき新潟国体の開会式、9月26日にちなむ、あるいはイチゴの越後、これは新潟弁でイとエが逆になるという、越後のイチゴがイチゴの越後になるということで、それにちなんで1月5日にするとかということをやって、それで新潟県民の郷土愛というのを醸成していくべきではないかなというふうに私は考えました。それで、ちょうど知事選が今度10月にありますが、先日佐渡にも県知事候補いらっしゃっていただきました。そのときこのまま10月に結果が出て、12月に初議会、県議会を迎えることになると思いますが、ぜひ三浦市長から新しい知事にご連絡したときに、まず最初の議会でトキめき新潟県民の日というものをつくってくれませんか、そういったご相談を三浦市長からしていただくことはいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ご提案ありがとうございます。県民の日、ここに書いてありますように21都道府県制定しております。これについてそれぞれどの日をそれに当てたか、設定するときのタイミングの盛り上がりというものが非常に大きな要素で決まったものと思います。その意味でいいますと、新知事が誕生したからといってどの日を制定するかということも非常に難しいと思います。こういうものは県民全体の盛り上がりの中でこの日どうだというのが自然発生的にも上がってくる中で生まれるものだと思いますので、今後新たに誕生する県知事さんと一緒に雑談等、いろんな意見交換する場がある折々にいろんな形でそのような話もしていければというふうには思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 前向きな答弁だと私は解釈しています。雑談、意見交換、いろいろあると思いますので、ぜひこの話ししてみてください。新しい知事は新しい県政をつくっていくために今一番頑張ろうと、そして新潟県県民も新潟県が変わるのではないか、これからもう一回V字回復、元気になっていくのではないかと期待を持って今度の知事選が行われると私は確信しております。ぜひとも三浦市長には引き続きよろしくお願いします。

続いて、2ページ目、今度は佐渡市の話です。毎年3月10日を心の佐渡市民の日にするという提案です。

千葉県民の日について、これは人口500万人を突破したというそれこそタイミングの盛り上がりがあったということです。そして、木更津県、印旛県の両県が合併して千葉県が誕生したと。いろんな県の施設が無料に開放されたりとか、公立小中学校がお休みとなるため、先ほどのとおり各種施設やディズニーランドに行ったりするということが起きています。例えば佐久市民の日というのもあって、3月9日、長野県佐久市民の日ということで、同じく公共施設等割引、無料開放あるいは協賛事業、そういったことも展開しているということがあります。

インターネットで調べるとこういった市民の日、県民の日というのはたくさん出てきて、その中でメリットというのをまとめてみました。8つあります。読み上げます。この1日は、佐渡市として佐渡市民、観光のお客様を対象とするお客様感謝デーと位置づける。2番目、佐渡市民や佐渡準市民、観光のお客様等の皆様に佐渡についてより深く知っていただく1日とする。佐渡博物館、両津郷土博物館等の市の施設を無料開放する。佐渡金山、佐渡歴史伝説館等の民間施設は議論に値するところだと思います。また、現地のボランティアガイドを実施することで地域の理解を深めていただく。そして、3番目、佐渡を世界遺産にという意識の共有。4番目、佐渡が好きという佐渡市民の価値観、世界観の共有。⑤、小中学生に対して佐渡の地元学を伝えるキャリア教育の1日とする。⑥、翌3月11日の東日本大震災等、過去の震災で被災をされた方に対し哀悼の意を表し、防災意識を高める1日とする。⑦、民間企業の努力により、佐渡の日キャンペーンとして310円、3,100円、3万1,000円といった佐渡価格での販売を促進し、売り上げ向上に貢献する。最後、⑧番目、佐渡観光協会が1998年に制定した観光振興の下支えを行政としても行うべく条例を制定し、佐渡市民への周知を行う。佐渡観光協会のさどの日というのは、観光のキャンペーンとして1998年に同僚議員の方が観光協会在籍時代につくられたキャンペーンです。こういった8つのメリットを洗い出しました。

三浦市長、市長がかわって次の3月10日、来年の世界遺産、国内推薦獲得、背水の陣で臨む、必ず国内推薦をとると。そのときに一番大事なのは当然推薦書をブラッシュアップして直すということだと思います。そして2番目には、国家プロジェクトである限りそれなりの政治力ということも必要かと思います。そして、3番目、これが実は一番私は重要だと思うのですが、何より佐渡市民の盛り上がり、ここが佐渡金銀山が世界遺産に値するのだということを知っていただく、そのために今度の3月10日を心の佐渡市民の日に制定して、実際にこういったことをやってみるということを私考えておりますが、三浦市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ご提案いただいたアイデアもかなりユニークで、おもしろい見方だとは思いますが。ただ、こういうふうな市民の日等々をどの日に設定するかというところにおきましては、多分佐渡市民の方もかなりいろんな意見をお持ちだと思いますし、3月10日は佐渡の日ということで、語呂合わせで3と10を合わせてくれて3月10日になったのだと思いますが、例えば10市町村が合併したのは3月1日ですし、今後例えば本当に佐渡金銀山が世界遺産に登録決定した日とか、近い将来来る可能性を追い求めたいというのがありますし、その辺も含めて市民の日みたいなところをメモリアルデーをつくるのは非常にいいことだと思うのですが、それにはまずどの日が一番佐渡のメモリアルデーとしてふさわしいのかということ

ろから一緒に意見を皆さん出し合いながら、島全体で考えていかなければいけないという部分を感じております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 今も私は前向きな答弁というふうに捉えております。先ほどのとおり、次の3月10日が佐渡市民の日になっていないとうまくないのです。ついては、次の12月議会に佐渡市執行部がこの条例案を上程してもらわないと議決がされない。ついては、間に合わないとなります。これは、例えばパブリックコメント、乾杯条例も上越市の場合パブリックコメントとして、3件の意見寄せられたりしています。そういうことをやっている暇があったら陳情、請願を通してくれといったような心の声も聞こえてきたりしますし、今のお話、私の妄想ではぜひやりましょうという、12月議会に上程しますという答弁を引き出す妄想だったのですけれども、どうもそうではないらしいと。それに当たって、まだ12月議会まで3カ月若干あります。それについて条例をつくっていくと。パブリックコメントをやると。いついつがいいのではないかと。3月1日であっても正直いいかなと私は思います。要は次の国内推薦の前に契機が盛り上がっていけばそれでいいと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） これについては、市側の執行部だけでなくやっぱり島全体の盛り上がりというものが大前提になると思います。その意味でいいますと、これから年末までにそういう盛り上がりをつくる節目のもの大きなイベント等も想定されていない中で、室岡議員にご指摘いただいた12月に必ずや条例で上げるというのは、かなり確率的に厳しいものだと現状では認識しております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） これは、まさに卵が先か鶏が先かの話だと思います。国内推薦とったから、盛り上がって佐渡市民の日ができるというのではなくて、盛り上がったから、国内推薦とれるというストーリーにするべきだと私はと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 世界遺産の関係の国内推薦、3月下旬締め切りで出さなければいけません。これについて前もっての盛り上がりをプロモーションも含めてやっていかなければいけない、これは事実でございますが、室岡議員に先ほどメリット8つの中でも示していただきましたが、例えば3月1日でも10日でもということになりますと、佐渡島民以外の来てくれる、訪れてくれるお客さんとかのシーズンのピークの問題、人数的に3月の上旬がいいのかどうか、その辺も含めるとトータルで判断しなければいけないところも出てきますので、いろんな角度からもう少し時間をかけて検討したほうがいいのではないかとこのように思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） ちょっと気分を変えて3ページ目、条例案を丁寧につくりました。これ読み上げますので、ちょっと自分の中でもクールダウンするために時間使います。心の佐渡市民の日条例。趣旨、第1条、市民が市の文化、歴史を知り、自治の意識を高め、進歩、そして調和を目指す日として市民の日を設ける。市民の日、第2条、市民の日は毎年3月10日とする。市の行事、第3条、市は市民の日を中心として第1条の趣旨にふさわしい記念行事を行うものとする。使用料の免除、第4条、市民の日及び3月の第1、第2日曜日には、市の設置した公の施設の使用料で別に市長が指定するものについては、当該条例の規定にかかわらず特にこれを免除することができる。防災意識の醸成、第5条、翌日、3月11日の東日本大震災等、過去の震災で被災をされた方に対し哀悼の意を表し、市民の防災意識を高める1日とする。ホスピタリティーの醸成、第6条、笑顔と挨拶の心を大切にし、佐渡市民と観光のお客様とがそのことを再認識する1日とする。キャリア教育の実施、第7条、佐渡の子供たちが佐渡の大人たちによって佐渡についての理解を深める1日とするというたたき台をつくりました。一般に第4条まではどの自治体も似たり寄ったりというところですが、第5条、第6条、第7条というのは私がつけ加えました。この半年間、たったの半年間と笑われるかもしれませんが、私が政治活動をし続けてきた中で得た知見を全てここに盛り込みました。

防災意識の醸成、これは特に同僚議員の方からやはり3.11以降防災意識というものの、津波や大震災、洪水とか、そういったものについて考えなければいけないということを改めて学ばせていただきました。

第6条のホスピタリティーの醸成、これは市民の方からお話聞いてなるほどと思ったのですが、笑顔と挨拶というのはゼロ円でできる最大のおもてなしだよというふうにご指導いただいて、そうかなとは思っていたけれども、やっぱりそうだよなということを再認識しました。

そして、キャリア教育の実施、これは岐阜県立可児高等学校の物理の先生の浦崎太郎先生に先日佐渡にお越しいただきました。キャリア教育の申し子のような先生でしたが、そういった方の話を聞いて、学力を上げるためにいろいろ頑張っていたけれども、結局上がらなかったと。そこで、キャリア教育をやったら結果的に学力が上がったと。別に学力を上げることだけが目的ではないのですが、キャリア教育をやればいろんな大人、すばらしい大人と子供が接点を持ち、その子供がやる気スイッチが入って成長していくと、そして結果的に学力もアップすると、そういったすばらしい取り組み、佐渡市でもやっておりますが、さらに強いものにしていくべきだというふうには私は考えております。ついては、こういったことを盛り込んで、法律について勉強したことがない私がつくった素人の条例案ですので、プロから見ると笑われるかもしれませんが、ちょっと確認したいのですが、担当課の課長にぜひ忌憚ないアドバイスいただければと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 今ほど読み上げていただきました条例案についてですけれども、条例全般の法令執務を扱う担当課ということで話をしますと、作りとしてはいろんな作りがあらうかと思っておりますので、これについてどうこうというところは特にコメントは持っておりません。ただ、いずれにしても郷土愛の醸成を始めとして何のためにやって、何を目的としてやるか、そこに市民の方々が一体感持ってやれるかということがまず先決でありますので、作りという法制執務上の話はいかようにもなりますので、

まずはそちらのほうが先かなというふうを考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 素人がつくった割には上出来だよというふうにお褒めいただいたものと私は思います。これは本当にさっきのとおり卵が先か鶏が先かだということなのかなと。このまま押し問答しても時間がもったいないのですが、やはり卵が先だろうなと私は思うのです。それこそ市長がかわって、来年度国内推薦絶対にとるという中で、まさに今卵が割れるところではないかなと。ついては、パブリックコメントやったりとか、日はいつがいいのだろうかというところはそれこそ皆さんからご意見もらえばいいと思いますし、それこそ市民が主役、基裕ブルーの市民ファーストの佐渡市政、むしろいろいろ庁舎の話とかでそもそも論がないがしろになっているというふうに私はすごく感じています。今私が申し上げているのは、例えばこの床の話だと思うのです。例えば三度の飯より佐渡が好きとか、心の佐渡市民であるとか、そういう情念というところをもう一回佐渡市民の皆さんと共有して、その上で庁舎をどうするとか、そういうことに話が行ってしかるべきだと思います。ついては、今前向きな答弁がなかなか引き出せないですが、聞けば聞くほどいつやるか、今でしょう。三浦市長、違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ご意見ありがとうございます。市民主役、市民ファーストということで考えて、例えば佐渡市民の日制定を考えようという機運を盛り上げたとすればするほどに何月何日にするか、ここが非常に市民の意見もかなり割れて出てくるものと容易に推測されます。その中で本当に市民の皆さんからの意見、候補月日も含めて拾い上げる、そのためには簡単に単純に卵が先とって早急な時間だけ急いで日にちを決定するというのもまたいろんなハレーションが出てきます。その意味でいいますと、本当に佐渡の日としてどの日が一番年間でふさわしい日なのかというところをしっかりと島全体で拾い上げる作業というものは続けていく価値はあるとは思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 三浦派の私が申し上げるのは恐縮ですが、そういうことは庁舎問題こそやるべきではないですか。全く頭がわけわからなくなってきました。前は初めてだったので、頭が真っ白になったのですけれども、今回はちょっと頭に血が上っている状況というか、全く理解ができない状況です。

ちょっと切り口変えてみます。3月10日にこだわり過ぎることはないですが、たたき台として私は3月10日が、もうこの日しかないだろうと思っています。なぜならば、駄じゃれだからです。そして、観光協会の1998年に制定していると。約20年の歴史があるわけですので、そういった歴史を大切にしながら、今度は条例として市全体でみんな盛り上げていきたいと思います。3月10日しかたたき台としては私はないと思いますので、それをパブリックコメントで例えば3月1日がいいのだという話が續出したとすれば、それこそ検討の余地があると。なので、整理すると、パブリックコメントを12月議会までにやりますと、必ずやりますと確約をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ありがとうございます。やはりこれはパブリックコメントをやる前にまず市民の日そのもの、現状佐渡にはないわけですから、その位置づけ、価値観含めてしっかり練った上で提案しないと理解もなかなかはかどらないというふうに思いますので、そこはもう少し時間をかけさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） よくわかりました。失礼しました。

それでは続いて、4ページ目です。これも案です。そういったことをちょっと話して次のほうに行こうかと思うのですが、例えば3月10日調べると、曜日についてはいいことにします。その他のところ、1928年、渥美清さんの誕生日が3月10日だと。佐渡ロケで第31作「男はつらいよ」の「旅と女と寅次郎」と、都はるみさんヒロイン役のものです。私以前に見たことがあります。興行収入10億円超えているという大ヒット作です。都はるみさんが歌手なのですけれども、新潟市のコンサートを抜け出して佐渡に行って、それで大野亀に行って、それで次のカットにはもう宿根木に行っているというような映画でしたが、素晴らしい映画です。例えば3月10日をこういったところと結びつけて両津文化会館で「男はつらいよ」の上映会をやるとか、例えば1922年、山下清さんの誕生日ですが、お母様が佐渡出身で、あいぽーと佐渡で既に展覧会を開催したことがあります。そういった展覧会を例えばやるとか、砂糖の日、3月10日ですね。ミントの日、水戸の日、サボテンの日、横浜三塔の日というように調べれば調べるほどいろんな情報が出てきますので、そういったところとどれだけつなげていけるかなというところはとっても大事だと思います。なので、3月10日にもし決まるようであればそういうことをやっていくべきではないかなというページの説明です。

続いて、裏面です。5ページ目、6ページ目、これもちょっと状況が変わってきたので、さっくりいきます。例えばニュージーランドのロトルアという温泉町があるのですが、そこはロトルア市民が無料で市の施設を使うことができるということになっているそうです。これも市民の方から聞いたのですが、考え方がすごいと。なぜなら、市民の人はその市をアピールしてくれる存在なので、市の施設を無料でいつでも見て勉強してもらって、そこを好きになってもらって、外から来てくれるお友達とか親戚とか、そういった人は有料で施設を見てもらうことになるのですが、そうやってロトルアの魅力を要は人づてで伝えていくということをやっているということなのだそうです。

例えば、ちょっとこれは暴力的なので、あり得ないですが、いつでも佐渡市民の住所であれば無料というところは難しいとは思いますが、そこで、試しになのですが、3月10日こういったことを無料でやってみたらどうかなという考え方です。先ほどのとおりお客様感謝デーとして位置づけると。例えば上のページ、5ページ目が佐渡市の施設なのですが、ざっくり数千円というところの補助になってくると、無料で開放するとしたら。民間施設も合わせても数万円として、ざっくり10万円ぐらいの金額感なのではないかなと。そして、1施設1人ガイドを例えば1万円で頼むとしたら8万円。なので、20万円弱というような金額感というところが5ページ目です。そして、6ページ目、これが温泉を無料開放して、その日はとにかく楽しんでもらいたいと、そういったことをやったらどうかという企画なのですが、これもちょっと書いてい

ないのですが、ざっくり3月10日を計算すると約50万円分ぐらいの売り上げになります。ついては、5ページ目、6ページ目足しても100万円かからないというところなので、三浦市長はプロですが、例えば新聞に見開きで広告出せば1,000万円単位のお金が出ていくことにはなりますが、わずか100万円もしない投資で佐渡市民並びに観光の人が佐渡、その日は無料で佐渡金山見たりとか、佐渡歴史伝説館見たりとか、両津郷土博物館見たりとか、夜は温泉入ったりとかして、それも全部無料だと、佐渡は何ていいところなのだろうなというふうに思うようにすることが100万円もかからずしてできるならば、決して高い補助ではないのではないかなというふうに思いますが、三浦市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 3月10日、佐渡市民の日という呼称等は別にして、こういうような一定の日にちに市民のサービスも含めて、逆にその日そういうサービスを兼ねることで市民の皆様にもう一回佐渡を知ってもらい、改めて佐渡を理解してもらおうというようなことをちゃんと何がしかのイベントデーみたいな形でつくるということは非常に効果がある、価値があることだと思いますし、そんなに大々的にPRしなくてもそれは地道な中でちゃんと伝えられるものでもありますし、そういうものこそ長く続けていける年度、年度のものだと思います。そういう意味では、そういう今ご提案のような本当に島全体で佐渡をもう一回眺めて理解を深める日というような設定の仕方というものはやっていかなければいけないと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） ちょっと切り口を変えるのですが、話が変わります。「笑点」を佐渡に誘致できないかということを考えました。なぜかという、「笑点」欠かさず見ているのですが、この間TeNYの開局35周年で上越市で「笑点」が収録されて放映されました。それで、挨拶、そこでやっぱりトキとか佐渡とか新潟、お米とか、そういったワードを演者さんが盛り込んで挨拶していただいたり、お題がそういうものだったりとか、答えがそういうことだったりとかして、新潟っていいところだなというふうに見ている人は思うような放送の内容だったと私は思っています。ついては、それこそ佐渡金銀山に登録するための機運を上げるということで「笑点」を誘致して、アミューズメント佐渡で満員になりますが、開催すると。ちょっと調べたら、基本的に隔週土曜日に後楽園ホールで収録をしているということなのですが、年に4回ほどほかのところで地方収録を行っているということなのですが、それこそ日刊スポーツ社長を務められた三浦市長、そういったメディアの強い力、三浦さんが持っている力をフルに活用すれば、「笑点」を国内推薦とる前に呼んで、そして佐渡市民の金銀山、そういったものへのこれは世界遺産クラスなのだということを知ってもらい収録にできないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 佐渡は先日NHK「ブラタモリ」も来てロケやって、かなり向こうのほうでも視聴率はある番組なので、効果は大きいと思います。今おっしゃった「笑点」も長年の高視聴率の定番番組、これもPR効果は非常に大きい。さらに言えば、NHKでいうと「鶴瓶の家族に乾杯」とか、いろんなロケで訪れたところをイメージアップさせてくれるものはたくさんあると思います。「笑点」についても年

間何回かに分けて地方ロケをやっておりますが、ちょっとこの辺は確認してみないとわからないですが、私が以前知っていたころでいいますと、基本的に頼んでも既にほぼ1年以上先まで遠征地は決まっているという状況の番組でありましたので、来年の春等については現実的な部分でどうなのかなという気はしております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） よくわかりました。その件は何かの機会に雑談があればぜひ、仮に間に合わなくてもいいので、世界遺産になった後でも一向に構いませんので、ぜひ雑談の中でよろしくをお願いします。

続いて、7ページ目です。佐渡準市民制度を心の佐渡市民（仮称）に。これは、北海道伊達市が心の伊達市民という制度を行っております。それが平成18年からです。私もちょうど今から10年前ですが、そのときにこの制度、この名前を知りました。そして、何てすばらしいネーミングなのだろうと思いました。ここにいろいろ伊達が好きとかありますけれども、三度も飯より伊達が好きみたいなことをこういうふうにはちゃんとやっているわけです。要は表明していると。そういうスタンスがすばらしいと思いましたし、けれども佐渡準市民制度も会員数8,000人というふうにさっき答弁ありました。それよりもはるかに少ない数ですので、佐渡準市民制度というのもすばらしい取り組みだと私は思っております。ついては、準というところはよくよく考えると準優勝とか準決勝とか、そういうつまり2番目ということ、ナンバーツーということですよ。民進党の党首が与党時代、スーパーコンピューターの事業仕分けで1位じゃなきゃだめなんですか、2位じゃだめなんですかということが流行語になりましたが、この件については私は2位、ナンバーツーではだめなのではないかなと思います。ついては、例えばですが、心の佐渡市民制度に名前を変えるということ……

〔「二番煎じ……」と呼ぶ者あり〕

○3番（室岡啓史君） 二番煎じだと思われる方もいらっしゃるかもしれないけれども、それでもすばらしいものはカバーすればいいのではないかなというふうには私は思いますし、準市民という限りはナンバーツーですよ、あなたはナンバーツー市民ですよと言っているようなものですので、私に言わせれば心の佐渡市民というのはオンリーワンだということなのです。だから、ナンバーツー市民ではなくてオンリーワン市民ですよというふうな名称を変えるべきだと思いますが、三浦市長、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 恐らく準市民という言葉は、この言葉を決めた当時は佐渡に住まわれている実際の市民の皆様次ぐ第2のサポーターみたいなイメージでつくられたのだと思います。ただ、今おっしゃるとおり準という言葉はあくまでも2番目、サブというイメージがつきまといまいます。その辺について今後、昨年からは返礼品つきのふるさと納税の形で別途のいろんな方の寄附金等もふえてきていただいております。その辺を含めて今後一緒になって佐渡を盛り上げていこうという部分の中では、トータルで考えて佐渡市民と一緒に佐渡をサポートしてくれる方々をどういう呼称で呼ぶのが一番ふさわしいか、イメージもよく、PR性もあるかということは常に考えていって、いい文言、呼称等が見つかった場合にはそれに切りかえるということは十分考えてやっていく必要性はあると思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 前向きな答弁ありがとうございます。やはり演壇で申し上げましたが、例えば企業版ふるさと納税とか、一社一村運動とか、そういった首都圏を中心とする島外のつながりについてはとにかく大切にしなければいけない、大切にすべきだと思いますので、引き続き名称についても違和感があるよということは申し伝えますので、ぜひ改善のご検討をよろしくお願いします。

時間もかなり迫ってきましたので、続いて8ページ目、これはさっくりいきます。ハワイでアプアアという考え方があって、流域で共同体をつくっていくという考え方なのですが、すごくはしょります。そういう考え方がありまして、右側は佐渡の集落を区分に分けた、色分けした地図なのですが、例えば加茂線、外海府とか、小木半島とか、水津とか、そういったところ、いわゆる遠隔地、そういったところこそ流域でコミュニティーをつくると、アプアアの考え方に近いものが残っているので、こういったところをないがしろにするべきではないと私は考えます。市長としていかがお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 全島一市合併した中で旧市町村単位で全て線を引き続けるという時代ではなくなっているとは思いますが、それとは別途に各佐渡の中に脈々と昔から流れている集落単位の連携、互助の精神、これは絶対なくしてはいけないものだと思いますし、ある意味、私が住んでいる地区にもありますが、いまだに五人組制度残っております。こういうもの、遠くの身内より近くの他人ではないですけども、非常にこれは今後も含めてある意味佐渡で暮らす、佐渡の暮らしの魅力という部分も含めて、逆に佐渡を訪れていただく方にもその辺のところの独特の集落文化というものも味わってもらうのは一つの魅力づくりになるのかと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 続いて、9ページ目です。これもさっくりいきます。一番下の2行だけ、ハワイやポリネシアは日本にルーツがあるという説もあり、顔つきが似ているのみならず母音中心言語圏である。佐渡島とオアフ島とが姉妹島になることもつながりが深く、とてもおもしろいストーリーであると言える。これは、前回県知事候補がいらっしゃったときに、例えば佐渡がオアフ島と姉妹都市になったらいいのではないかなというようなご提案いただいておりました。さっきのアプアアの考え方とか、ハワイが日本にルーツがあるとか、そういったところを加味すると、全然無縁な世界ではないということを私はお伝えしたいのですが、それこそ、これは急ぎませんが、佐渡市としてハワイとつながりを持って交流して、さらなる観光振興、例えば空港を実現させるときの一つのストーリーになると思えますし、そういったようなお考えは三浦市長としていかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今佐渡市も例えば国内でも幾つかの自治体と姉妹連携等々やっております。先日坂下議員のほうからも会津若松の件等も指摘ありました。もろもろ互いに友好連携をすることで相乗効果が

生まれる部分については、国内に限らず検討はしていくべきものだと思います。ダボハゼで声をかけられれば何でも手をつなぐということではなくて、互いの連携に対してちゃんと物語性、ストーリーも育んだ中で、長期的なスパンでつなげられるという可能性を秘めているものを見つければ、それに対して実現を目指してより実のあるものにしていこうという考え方は常に持っていなければいけないと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 先ほど市長おっしゃったストーリー、まさにハワイと佐渡はつながりがありますので、ぜひご検討をお願いします。

続いて、10ページ目です。これふるさと見分けというのを上横山集落で実施しました。その報告です。東京工業大学の桑子先生、新潟大学、豊田先生をお招きして、いわゆる村歩きというのをやってみました。それで、先生からアドバイスで水になって歩いてみようということで、それぞれの分水等を鍵にして、例えば上の写真はここの分水が右は横山方面、左は長江方面に抜けていく長江川の水系の分水なのですが、そういったところを見ていきました。それで、例えば地名、横山は何で横山というかということ、横枕山というのが近くの山にあって、そこから横山という名前ができて、上横山、下横山というふうに分かれるというようなことが郷土史に書いてあったりとかするのです。

このとき衝撃を受けたというか、私が知らなかったのは一番右下の図です。上横山集落は扇状地だということを知らなかったのです。扇が広がっているように扇状地があって、上のほうは水はけがよくて、下のほうは水はけが悪い。そして、湧き水があるというようなことなのですが、例えば平清水だと湧き水のところ、そこが毘沙門清水とかそういったものになっています。昔、昭和四十四、五年に上横山は基盤整備したのですが、それ前までは黄色いところ、扇頂、ここのところは水はけがよ過ぎて田んぼにはできないので、お茶畑にしたり、ピンクのところは田んぼにしたりとか、オレンジの先端のところは水はけが悪過ぎて深田という深い田んぼになって大変だったというようなお話も聞いて、それが上横山が扇状地だというのはそういうことなのだなということに初めて気づいたのです。とっても勉強になったのですが、要はそれを基盤整備して今使いやすい田んぼになってきたという歴史があるということです。ちなみに、隣の長江では基盤整備はしていないので、昔ながらの田んぼが残っていて、扇形の小さい田んぼが幾つもあると。もちろんつくる人にとっては大変だと思うのですが、風景としてはすばらしいものなので、どちらがいい、悪いというよりはどちらもすばらしいのではないかなということを感じております。

グーグルマップぜひ見ていただきたいのですが、佐渡の大佐渡山系には扇状地がずっとあって、小佐渡山系にもあるということがこのふるさと見分けをしてやっとわかったのです。例えば梅津川が大きい川なのですが、梅津の扇状地はかなり大きいです。カーフェリーから見るとその姿がよく見えます。例えば小佐渡だと羽茂です。羽茂川が大きくて、羽茂の扇状地が一番大きいと。その平野のところで米づくりをして、山合いのところでは柿とか洋梨とか、そういったものをつくっているというように、扇状地というものは佐渡のキーワードの一つなのだなということに気づいたということです。

続いて、これを言って質問します。11ページ目です。上横山マーケットというのをあいぽーと佐渡でやってきました。総売り上げ1万3,150円と。たったのそれだけかと笑う方もいらっしゃるかもしれませんが、例えば下の2行目、自宅の庭になっている野菜、果物がお金にかわるという成功体験をつくるこ

とができたと思っております。そして、例えばお孫さんへのアイス買ってあげるお金とか、祭りに行ったときにお小遣い上げるとか、そういった生きたお金の使い道としての可能性を感じました。急にあれですが、市橋産業振興課長、庭先集荷の現状と今後についてお教えいただけますでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩いたします。

午後 4時55分 休憩

午後 4時55分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

庭先集荷につきましては、現在8地区17チームが取り組んでおります。生産量については約10トンとなっております。そのうち3トンが学校給食ということになっておりまして、学校の野菜の使用量も上がっております。今後も使用量はふやしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） やはり10トンというのはすごい量ですし、3トンが学校給食に使われていると、そして8地区17チームもあるということはすばらしい取り組みだと思います。というのは、私は上横山マーケットをやってみてその大変さがよくわかったからなのです。こういう集落に根差した活動というところを今後も継続してやっていくことで佐渡は元気になっていくと、集落の明るい未来はつくれていくと私は確信しておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

そして、飛ばして裏面いきます。13ページです。これ2番目の質問ですが、文化財、伝統建築を建築基準法対象外とする条例制定についてというのは、特にこだわりがあるわけではなくて、要はこういうことをやりたいのだというときに、法の壁にぶち当たったときにどうやって回避してやっていけるかということを探るべきだというふうに私は考えます。上と下簡単に説明します。一般社団法人ノオトさん、ニッポニアという城下町ホテルを運営しています。これ会派視察で行って来ました。こういうタブロイド紙という、こういうチョイスをすること自体のそのセンスというか、そういったものすばらしいですし、4棟ある空き家を、立派なおうちを再生して滞在型ホテルにしていると。これそれぞれにフロントをつくらなければいけないのが旅館業法の壁なのですが、国家戦略特区でそこを乗り越えて1カ所、オナエという棟でのみ受け付けをすればほかのところに宿泊もできると。それが法律の壁を特区で越えるというやり方をしています。ここをぜひ佐渡市の皆さんにも見ていただきたいのですが、例えば観光振興課、地域振興課、産業振興課、振興3課ですね、現地に送り込むということ、三浦市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この件、宿泊関連については今観光振興課等とも今後世界遺産登録を目指す中での

受け入れ態勢、宿泊施設の足りなさ等々の問題実際出てきます。その辺のところでは民泊も含めた別途の宿泊の施設提供、宿泊の場を提供することが可能かどうかということでいろいろ内部でも今検討を続けている最中でございます。その中では、民泊も含めたいいわゆる特区利用、何ができるのか、例えば一気にお客さんが来ます来年のロングライド等では、ちょっとこういう形のチャレンジで新たな宿泊施設がどこまで確保できるかやってみようかとかいうようなことも今検討しております。そういう意味では、特区絡みも含めて可能性のあるものは何でも探って、佐渡外から来た人にとって、海外から来た人にとっても逆に言う魅力的な民家というものもまだまだあると思いますので、その辺の発掘も含めてこれは本当に真正面に真剣に考えていかなければいけないところだと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 百聞は一見にしかずですので、ぜひ市の職員の方見ていただいて、学んでいただきたいと思います。ここの事例なのですが、今一般社団法人を立ち上げていて、この後兵庫県のある程度広域的な観光DMOを一般社団法人ノオトさんとして運営していくことを聞いています。ついては、今佐渡版DMOを立ち上げるという計画がありますが、こういった滞在型の再生をするとか、要ははい、どうぞということまでやれる組織として佐渡版DMOというのをより大きな枠組みで考えるべきだと思いますが、大橋課長、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 佐渡版DMOですけれども、ほかの成功しているDMOの例としましては民泊等もございますので、そういったところをしっかりと研究いたしまして、佐渡でどういうことができるかというところを研究していきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） 14ページ目、これは奄美大島で最近始まった伝泊という取り組みなのですが、7つの奄美の伝統的な建築スタイルのうち、たしか4つ以上満たせば施設としてオーケーだという独自の基準を設けている事例なのですが、佐渡においてもいわゆるオイエがあるとか、能登瓦があるとか、そういう何でもかんでもというわけではなくて、空間に力があるこういうニッポニアの世界を体現できるような建築を優先して再生して活用していくことをぜひともやっていきましょう。

続いて、15ページ、16ページ目、これが最後、3つ目の件なのですが、乾杯条例です。ちょっと心の佐渡市民の日条例があっさり通過するイメージで話していましたが、例えば3月10日を皮切りにこの条例も同じく12月議会で通してやったらどうかと思っておりますが、乾杯条例については三浦市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 食べ残し防止及び地産地消を促進していく中でも一つのいいアイデアの条例だと思います。ただ、既存、既に先行している自治体の条例どおりやるのか、佐渡独特でもう少し一ひねり、二

ひねりいろんなことを考えた上でやったほうがいいのかというところもちろんいろいろ検討を、意見も聞いたり、内部検討もしなければいけないと思います。その意味で12月に上げるかどうかということについてはちょっと即答しかねますので、申しわけございません。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） やはりパブリックコメントもし必要であれば、上越市議会でも実際やっていますので、心の佐渡市民の日とか、そういった理念系の条例、そういったことについて横串を刺すようにパブリックコメントというのをやることもぜひご検討ください。

最後、16ページ目、地産地消の30・10運動なのですが、これぜひ佐渡でもやるべきだと思います。2つあって、もったいないという言葉、マータイさんが世界語にしてくれましたが、そういった精神を大切に。もう一個は310、佐渡という数字が入っていると。これぜひ佐渡市としてやっていくべきだと思います。鍵谷課長、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

鍵谷環境対策課長。

○環境対策課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

30・10運動については、最初の30分席に座ってしっかり食べましょう、そして残りの10分についてはもう一度席に戻って残さず食べましょうという宴会等での取り組みということになっておりますけれども、こちらについてはこれは30・10がいいのか、20・10がいいのかといった部分もございます。そういった意味ではそれぞれの人が心がけてやることであると思いますので、最初に市長の答弁もあったように、消費者協会との連携の中で取り組みをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 質問を許します。

室岡啓史君。

○3番（室岡啓史君） ありがとうございます。ぜひ佐渡市としてもやっていきましょう。三度の飯より酒も好き、室岡啓史です。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で室岡啓史君の一般質問は終わりました。

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あす午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5時05分 散会